

糸満市国土強靱化地域計画

令和 7 年 3 月

糸満市

目次

はじめに	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	1
第1章 本市の地域特性	3
1. 市域の概況	3
2. 災害の想定	5
第2章 地域強靱化の基本的な考え方	15
1. 基本目標	15
2. 事前に備えるべき目標	15
3. 地域強靱化を推進する上での展開方向	15
第3章 脆弱性評価	17
1. 評価の枠組み及び手順	17
2. 評価結果のポイント	21
第4章 地域強靱化の推進方針(施策分野ごとの推進方針)	22
第5章 計画の推進と不断の見直し	50
1. 計画の推進	50
2. 他の計画等の必要な見直し	50
3. 本計画の進捗管理と不断の見直し	50
(別紙1)リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	51
(別紙2)リスクシナリオごとの地域強靱化の推進方針	70

はじめに

1. 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月 11 日、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行され、令和 5 年 12 月に 10 年の節目を迎えた。

この間、平成 30 年 12 月に変更を行った「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」等に基づき、基本法前文に記載された「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ために、国は一丸となって取組みを推進してきた。

さらに、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画に関する規定及び国土強靱化推進会議に関する規定を設ける等の必要があることから、令和 5 年 6 月に基本法の改正が行われ、令和 5 年 7 月に基本計画が変更された。

また、沖縄県においても平成 31 年 3 月に「沖縄県国土強靱化地域計画」が策定され、令和 6 年 8 月に一部改訂がなされている。

本市においては、「糸満市国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を令和 3 年 3 月に策定したのち、令和 5 年 3 月に修正を行ったが、このたび上記の動向を考慮してこれを改訂し、令和 7 年から期間を 5 年間としたうえで、更なる取組みを推進する。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条の規定による「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る本市における他の計画等の指針となるものである。

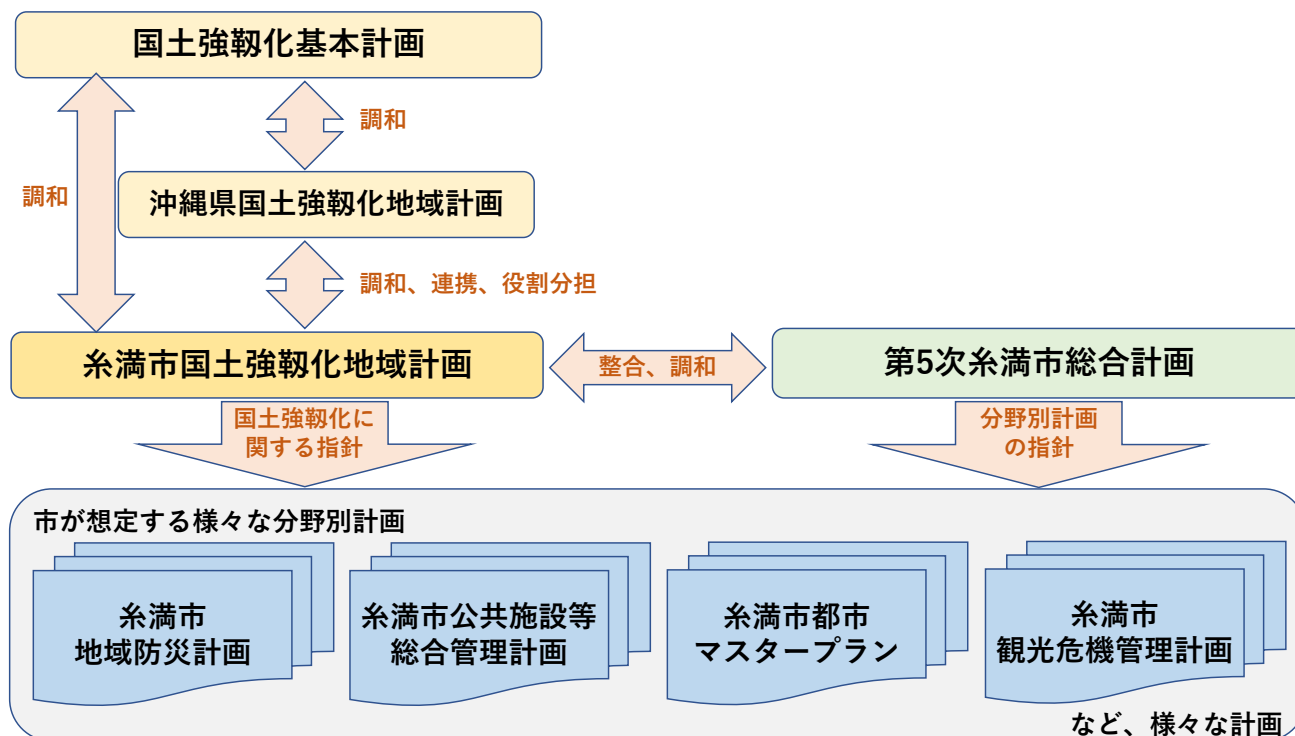
なお、本計画は、基本法第 14 条の規定により基本計画との調和が保たれたものとするともに、市総合計画及び市地域防災計画との整合を図るものとする。

3. 計画期間

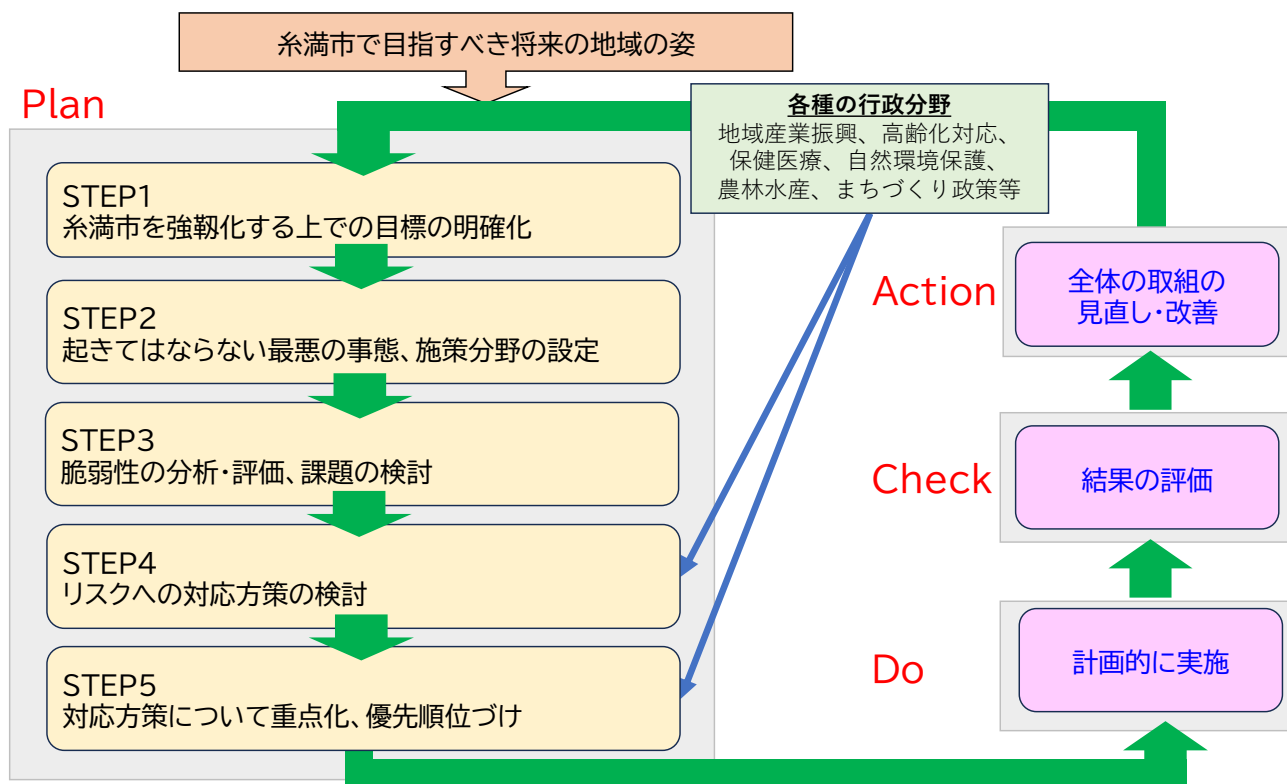
本計画が対象とする期間は、今後の強靱化の推進の進捗管理を踏まえて、令和 7 年度から 11 年度までとする。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行うものとするほか、個別事業一覧については、進捗管理(PDCA)を毎年度行い、更新を図るものとする。

■本計画の位置づけ



■本計画の推進方法



第1章 本市の地域特性

1. 市域の概況

(1)自然条件

1)位置

本市は、沖縄本島最南端に位置し、北緯 26 度 8 分・東経 127 度 40 分にあつて那覇市から南に約 12km にあり、北は豊見城市、東は八重瀬町に接し、西と南はそれぞれ東シナ海と太平洋に面している。

2)地勢地質

沖縄本島南部は、島尻層群を基盤岩とし、その上を琉球石灰岩が覆うという地質構造になっており、本市も主にこの両地質で構成されている。市域の北部の武富から阿波根・座波・与座一帯は一部帯状に琉球石灰岩が残存するが、泥岩を主体にした島尻層群からなっており、中央部の新垣・真壁・南波平あたりにもこの地質がみられる。中央部から南部の広い範囲にわたっては琉球石灰岩で覆われており、摩文仁の丘・喜屋武岬の海岸で断崖となっている。この島尻層群と琉球石灰岩からなる地域には、断層が縦横に走り、起伏に富んだ地形を形成する要因となっている。そして北西部の沿岸域の中心市街地と埋立地一帯は細かい粘土や砂などの沖積層となっている。

また、土壌は地質構造の影響を受けており、島尻層群からなる地域には保水性のある肥沃な灰色のジャールが分布し、琉球石灰岩からなる地域には保水性の乏しい赤色の島尻マージが分布している。

地形をみると、島尻層群がみられる北部は、緩斜面と急傾斜が続く比較的变化のある丘陵地帯となっており、東部には標高 168m の与座岳がある。それに対し、琉球石灰岩で覆われている中央部から南部は、石灰岩台地の平坦面が断層によって切断された傾動地塊となっており、瓦屋根を重ねたような南に緩やかな斜面、北に断層崖を持つ台地群からなる地形である。そして、摩文仁の丘からは崖下にサンゴ礁が広がる景色となっている。また、北西部の沖積層からなる埋立地と市街地は、平坦な低地を形成している。

水系は、東から西へ全長 10.7km の報得川が市を横切って流れている。

3)気候

本市の気候区分は亜熱帯海洋性気候である。本市の気象の参考として那覇(沖縄気象台)における 1991～2020 年までの 30 年間の観測値を平均した値(平年値)をみると、年降水量 2,161mm、年平均気温 23.3℃、年平均相対湿度 73%となっている。台風の沖縄地方への接近数は、1991～2020 年の接近数を平均すると年 7.7 個である。

4)面積

46.60k m²(令和 4 年 3 月現在)

(2)社会的条件

1)人口

本市の令和 6 年 10 月末日現在の登録人口は 62,249 人を数え、昭和 46 年(市制施行)12 月末日の人口 37,014 人より 25,235 人の増となっている。これを人口動態の面からみると高齢化指数(65 歳以上人口÷総人口)は 23.6%と高く、着実に人口の高齢化が進んでいる。

2)居住状況

糸満地区は農漁村から自然発生的に形成された市街地なので、細い路地の入り組んだ過密地域となっており、老朽化の進んだ建物が多く、火災、家屋倒壊による被害が懸念される。令和3年における本市の住宅総数は、家屋棟数17,285戸である。

道路等の基盤整備の進んだ住居・商業・工業地区である新市街地の西崎町・潮崎町は、埋立地のため、大地震に伴う液状化現象や津波等による大きな被害が発生する可能性がある。

3)交通事情

本市における道路網は、沖縄本島南部を周回する幹線道路として国道 331 号を始め、主要地方道那覇糸満線、県道 7 号線、県道 77 号線のほか、隣接市町村及び市内の主要集落を連絡する 8 本の県道及び627本の市道で構成されている。

2. 災害の想定

本市の気象、地勢等の特性によって起こりうる災害(台風、地震、津波等)を検討した結果、本計画において想定する災害は次のとおりとする。

(1)風水害

沖縄県が大規模な被害を受けた 2 つの台風を事例に、本市においても同規模の災害を想定する。ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

1)昭和 32 年台風第 14 号 フェイ

襲来年月日	昭和 32 年 9 月 25 日、26 日
最大風速	47.0m/s
最大瞬間風速	61.4m/s
降水量	70.7mm
死傷者・行方不明者	193 名(うち死者及び行方不明者 131 名)
住宅全半壊	16,091 戸

2)第 2 宮古島台風(昭和 41 年台風第 18 号 コラ)

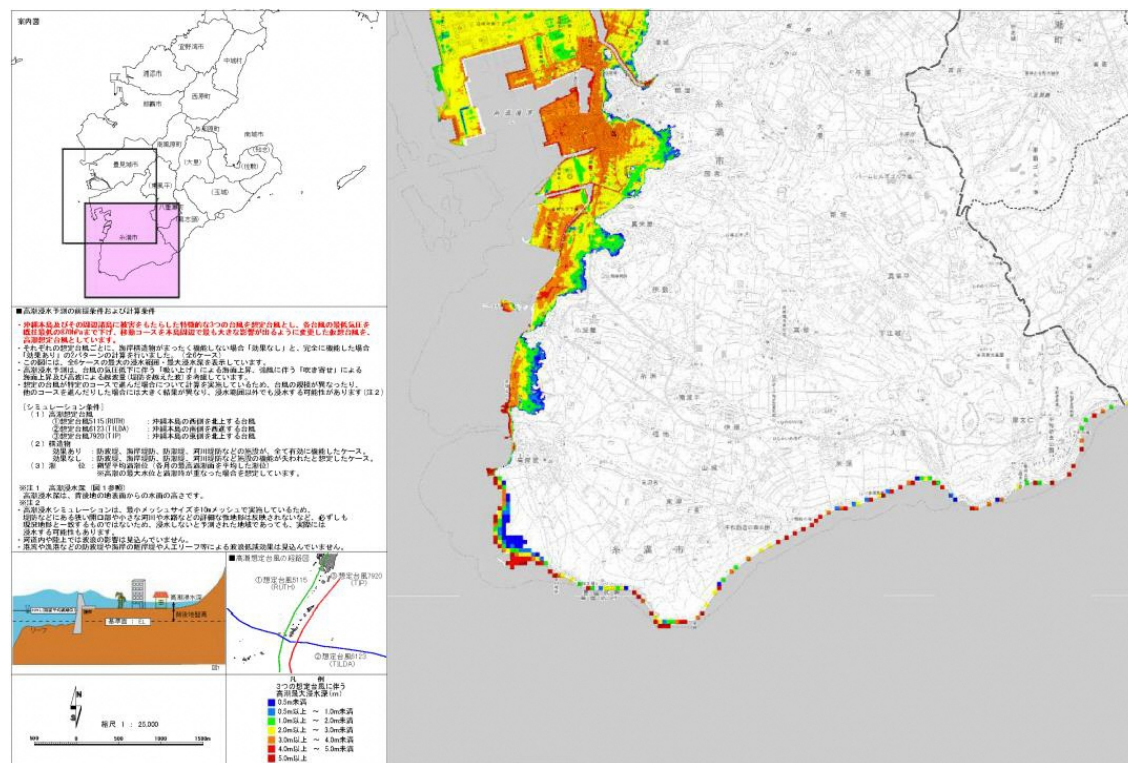
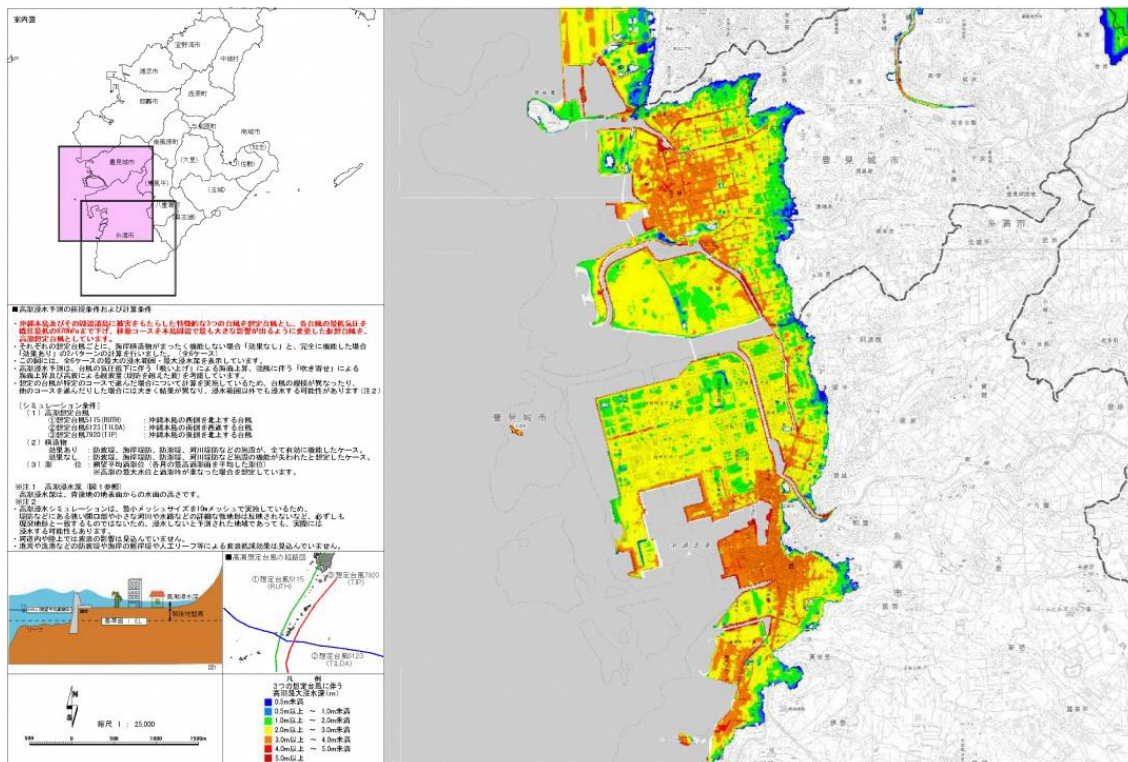
襲来年月日	昭和 41 年 9 月 5 日
最大風速	60.8m/s
最大瞬間風速	85.3m/s
降水量	297.4mm
傷 者	41 名
住宅全半壊	7,765 戸

(2)高潮(浸水)の被害想定

本県に襲来する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧(最低中心気圧 870hPa)を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測(平成 18 年度)した。

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。

【平成18年度 高潮浸水予測図】



(3)土砂災害(危険、警戒区域等)の被害想定

市内には、がけ崩れ・土石流・地すべりへの警戒避難等が必要な箇所が複数存在する。これらの危険、警戒箇所では表層崩壊を想定している。

1)土砂災害危険区域(6 箇所)

① 地すべり防止区域(1 箇所)

令和 6 年 4 月 1 日現在

区域	番号	面積(ha)	被害対象	指定年月日	指定告示番号
兼城	31	12.64	人家 47 戸 耕地 3.21ha 市道 561m	平成 3 年 3 月 30 日 平成 24 年 11 月 28 日	第 922 号 第 1340 号

出典:沖縄県水防計画

② 急傾斜地崩壊危険区域(5 箇所)

令和 6 年 4 月 1 日現在

区域	番号	面積(a)	地形			被害対象	指定年月日	指定告示番号
			傾斜 角度	長さ (m)	高さ (m)	人家(戸)		
糸満	69	22.66	45~ 80	45	15	12	昭和 57 年 12 月 10 日	第 655 号
糸満 (3)	70	39.0	62	93.5	13.1	11	平成 5 年 3 月 23 日	第 298 号
武富	71	244.63	34	503	5~21	27	平成 5 年 3 月 23 日	第 299 号
武富 (2)	72	32.3	42	11~ 22	12.2~ 14.4	5	平成 26 年 1 月 17 日	第 31 号
真栄里	73	50.46	54	210	5~10	55	平成 10 年 2 月 10 日	第 111 号

出典:沖縄県水防計画

2)土砂災害警戒区域(16 箇所)

市内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 13 年 4 月 1 日施行)に基づき指定された土地の区域が複数存在する。

① 急傾斜地の崩壊(12 箇所)

令和 6 年 11 月 26 日現在

箇所名	所在地	警戒区域 (100ゾーン) 指定状況	告示番号 告示年月日	特別警戒区域 (レッドゾーン) 指定状況	告示番号 告示年月日
潮平(1)	糸満市字潮平	指定済み	第 336 号 H23.6.10	指定済み	第 225 号 R3.3.30
潮平(2)	糸満市字潮平	指定済み	第 336 号 H23.6.10	指定済み	第 225 号 R3.3.30
糸満(1)	糸満市字糸満	指定済み	第 336 号 H23.6.10	指定済み	第 225 号 R3.3.30
糸満(2)	糸満市字糸満	指定済み	第 336 号 H23.6.10	指定済み	第 225 号 R3.3.30
糸満(3)	糸満市字糸満	指定済み	第 336 号 H23.6.10	指定済み	第 225 号 R3.3.30
糸満(4)	糸満市字糸満	指定済み	第 336 号 H23.6.10	指定済み	第 225 号 R3.3.30
真栄里	糸満市 大字真栄里	指定済み	第 336 号 H23.6.10	なし	-
武富	糸満市字武富 八重瀬町字友寄 八重瀬町字宜次	指定済み	第 403 号 R6.11.12	指定済み	第 408 号 R6.11.12
武富(2)	糸満市字武富	指定済み	第 403 号 R6.11.12	指定済み	第 409 号 R6.11.12
武富(3)	糸満市字武富 豊見城市高嶺	指定済み	第 402 号 R6.11.12	指定済み	第 406 号 R6.11.12
大里	糸満市字大里	指定済み	第 403 号 R6.11.12	指定済み	第 225 号 R3.3.30
武富(4)	糸満市字武富	指定済み	第 403 号 R6.11.12	指定済み	第 409 号 R6.11.12

② 地すべり(4 箇所)

令和 6 年 11 月 26 日現在

箇所名	所在地	警戒区域 (100ゾーン) 指定状況	告示番号 告示年月日	特別警戒区域 (レッドゾーン) 指定状況	告示番号 告示年月日
兼城	糸満市兼城、潮平	指定済み	第 493 号 H22.10.8	未指定	-
武富	糸満市字武富 八重瀬町字友寄 八重瀬町字宜次	指定済み	第 467 号 H24.9.28	未指定	-
豊見城	糸満市字武富 豊見城市 高嶺、平良、饒波	指定済み	第 410 号 H29.8.15	未指定	-
兼城(2)	糸満市 字兼城、字照屋	指定済み	第 403 号 R6.11.12	未指定	-

出典:沖縄県 土砂災害警戒区域指定状況(糸満市)

(4)地震及び津波の被害想定

東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震対策の基本的方向の最終報告を受け、沖縄県が県内における大規模な地震・津波発生に伴う被害想定について調査した「沖縄県地震被害想定調査(平成 26 年 3 月)」の調査結果を採用する。

1)想定地震

本市に大きな被害を与える可能性のある地震として、沖縄本島南部スラブ内地震(マグニチュード 7.8 規模の地震)、沖縄本島南東沖地震 3 連動(マグニチュード 9.0 規模の地震)を想定している。

2)被害予測

予測する項目は、建物被害、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物、避難者、要配慮者の被害としている。

3)被害予測結果の概要

① 建物被害の予測結果

想定地震	被害原因	現況建物棟数 (棟)	全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	全壊率 (%)	半壊率 (%)
沖縄本島 南部スラブ内 地震	揺れ	16,558	1,317	2,877	8.0	17.4
	液状化		14	14	0.1	0.1
	土砂災害		3	7	0.0	0.0
	地震火災		6 (焼失棟数)	-	0.0	-
	津波		-	-	-	-
沖縄本島 南東沖地震 3 連動	揺れ	16,558	1,135	2,188	6.9	13.2
	液状化		14	5	0.1	0.0
	土砂災害		3	7	0.0	0.0
	地震火災		13 (焼失棟数)	-	0.1	-
	津波		2,165	2,473	13.1	14.9

② 人的被害の予測結果

想定地震	被害原因	現況人口 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者率 (%)	負傷者率 (%)
沖縄本島 南部スラブ 内地震	建物倒壊	57,320	18	746	0.0	1.3
	土砂災害		0	0	0.0	0.0
	地震火災		0	2	0.0	0.0
	津波		0	0	0.0	0.0

想定地震	被害原因	現況人口 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者率 (%)	負傷者率 (%)
沖縄本島 南東沖地 震3連動	揺れ	57,320	15	590	0.0	1.0
	土砂災害		0	0	0.0	0.0
	地震火災		1	3	0.0	0.0
	津波		528	8,811	0.9	15.4

注)死者率及び負傷者率は、「沖縄県地震被害想定調査(平成26年3月)」に記載される現況と被害結果を基に計算した。なお、小数点第二位を四捨五入している。

③ ライフライン被害

ア 上水道

想定地震	給水人口 (人)	直後		1ヶ月後	
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
沖縄本島南部スラブ内地震	57,864	55,029	95.1	13,424	23.2
沖縄本島南東沖地震3連動	57,864	56,355	97.4	26,024	45.0

イ 下水道

想定地震	処理人口 (人)	直後		1ヶ月後	
		支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)
沖縄本島南部スラブ内地震	32,177	13,509	42.0	97	0.3
沖縄本島南東沖地震3連動	32,177	32,177	100.0	4,402	13.7

ウ 電力

想定地震	電灯軒数 (軒)	直後		7日後	
		停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
沖縄本島南部スラブ内地震	41,233	8,406	20.4	0	0.0
沖縄本島南東沖地震3連動	41,233	14,797	35.9	5,390	13.1

工 通信

想定地震	回線数 (回線)	直後		1ヶ月後	
		不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)
沖縄本島南部スラブ内地震	16,921	3,520	20.8	237	1.4
沖縄本島南東沖地震 3 連動	16,921	7,390	43.7	2,565	15.2

④ 交通施設被害

ア 道路

想定地震	直轄国道被害 箇所数(箇所)	直轄国道以外被害 箇所数(箇所)	計(箇所)
沖縄本島南部スラブ内地震	3	33	36
沖縄本島南東沖地震 3 連動	5	33	38

イ 橋梁、盛土、切土・斜面

想定地震	橋梁 (箇所)	切土・斜面 (箇所)	盛土 (箇所)	計(箇所)
沖縄本島南部スラブ内地震	13	0	0	13
沖縄本島南東沖地震 3 連動	13	0	0	13

⑤ 生活機能支障

ア 物資

想定地震	食料		飲料水		生活必需品(毛布)
	不足量(食)		不足量(リットル)		不足量 (枚)
	1～3日 合計	4～7日 合計	1～3日 合計	4～7日 合計	
沖縄本島南部スラブ内地震	7,739	67,375	326,270	611,738	2,814
沖縄本島南東沖地震 3 連動	73,305	168,043	339,358	648,947	23,878

⑥ 災害廃棄物

想定地震	災害廃棄物(万t)		
	可燃物	不燃物	計
沖縄本島南部スラブ内地震	1.30	9.45	10.75
沖縄本島南東沖地震 3 連動	3.27	23.22	26.49

⑦ 避難者

想定地震	避難所避難者数			避難所外避難者数		
	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
沖縄本島南部スラブ内地震	1,583	6,890	4,217	1,055	6,890	9,839
沖縄本島南東沖地震 3 連動	12,113	11,353	7,928	6,182	5,711	18,500

⑧ 要配慮者

想定地震	避難所要配慮者数(人)		
	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
沖縄本島南部スラブ内地震	336	1,461	894
沖縄本島南東沖地震 3 連動	2,569	2,407	1,681

(5)津波の浸水想定

東日本大震災の被害を鑑み、これまでの地震・津波予測を再検証し、学術的知見から最大クラスの巨大地震・津波を想定して、浸水予測を実施した「沖縄県津波浸水想定(平成 27 年 3 月)詳細地区別図」による想定値を採用する。

1)想定津波

沖縄県での最大クラスの地震の設定に関しては、沖縄トラフ側、琉球海溝側で最大クラスとなるように設定し、沖縄本島南東沖地震 3 連動によって襲来する津波を想定した。

2)予測結果の概要

① 米須

地震発生から 5 分後に、海岸域の人命に影響が出るおそれのある水位(±20cm)に達すると予測され、地震発生から 14 分後に第 1 波が到達すると予測されている。
米須地点の最大水位は 13.7m で、最大遡上高は 18.6m と予測されている。

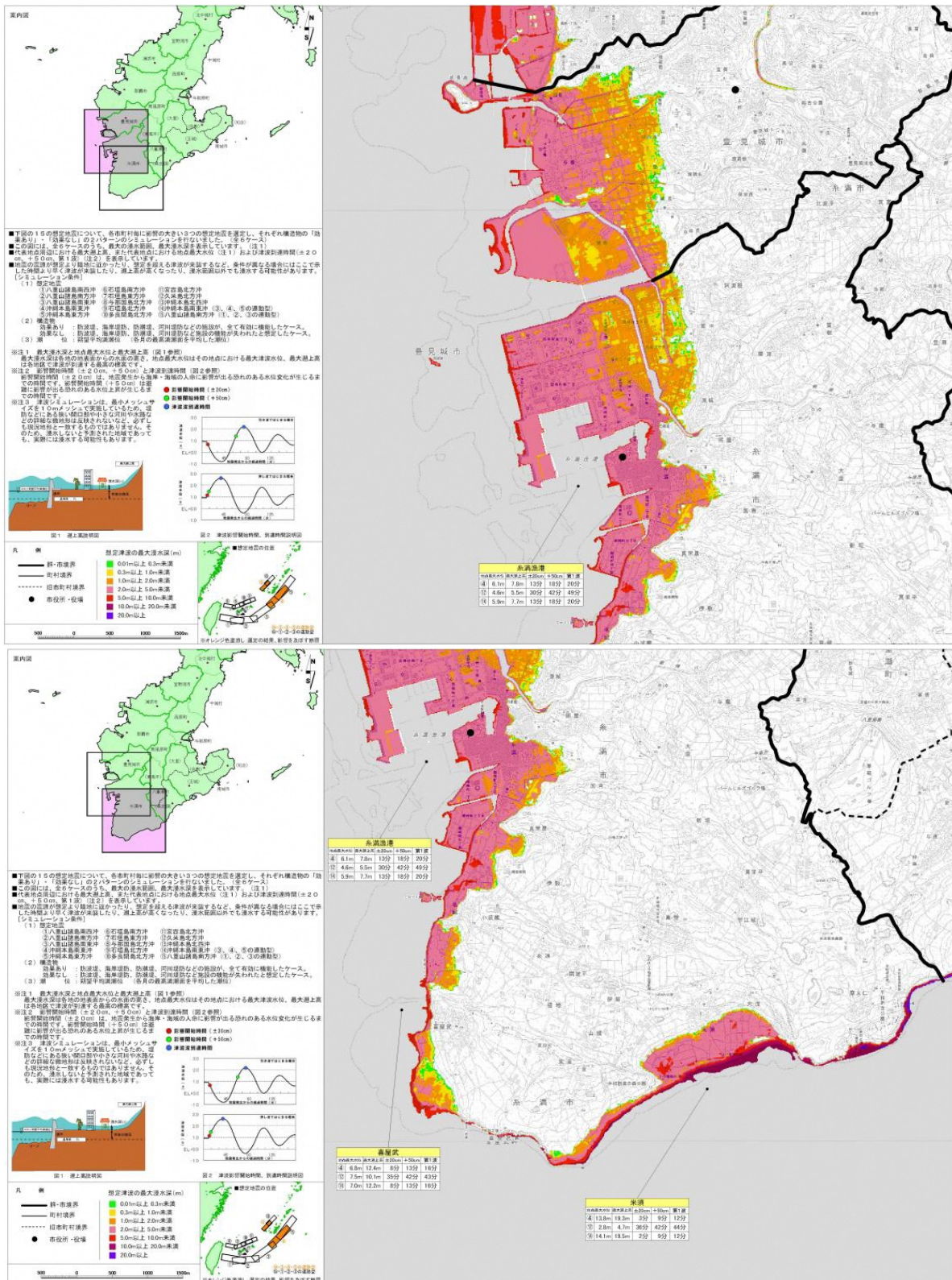
② 喜屋武

地震発生から 10 分後に、海岸域の人命に影響が出るおそれのある水位(±20cm)に達すると予測され、地震発生から 17 分後に第 1 波が到達すると予測されている。
喜屋武地点の最大水位は 5.7m で、最大遡上高は 11.7m と予測されている。

③ 糸満漁港

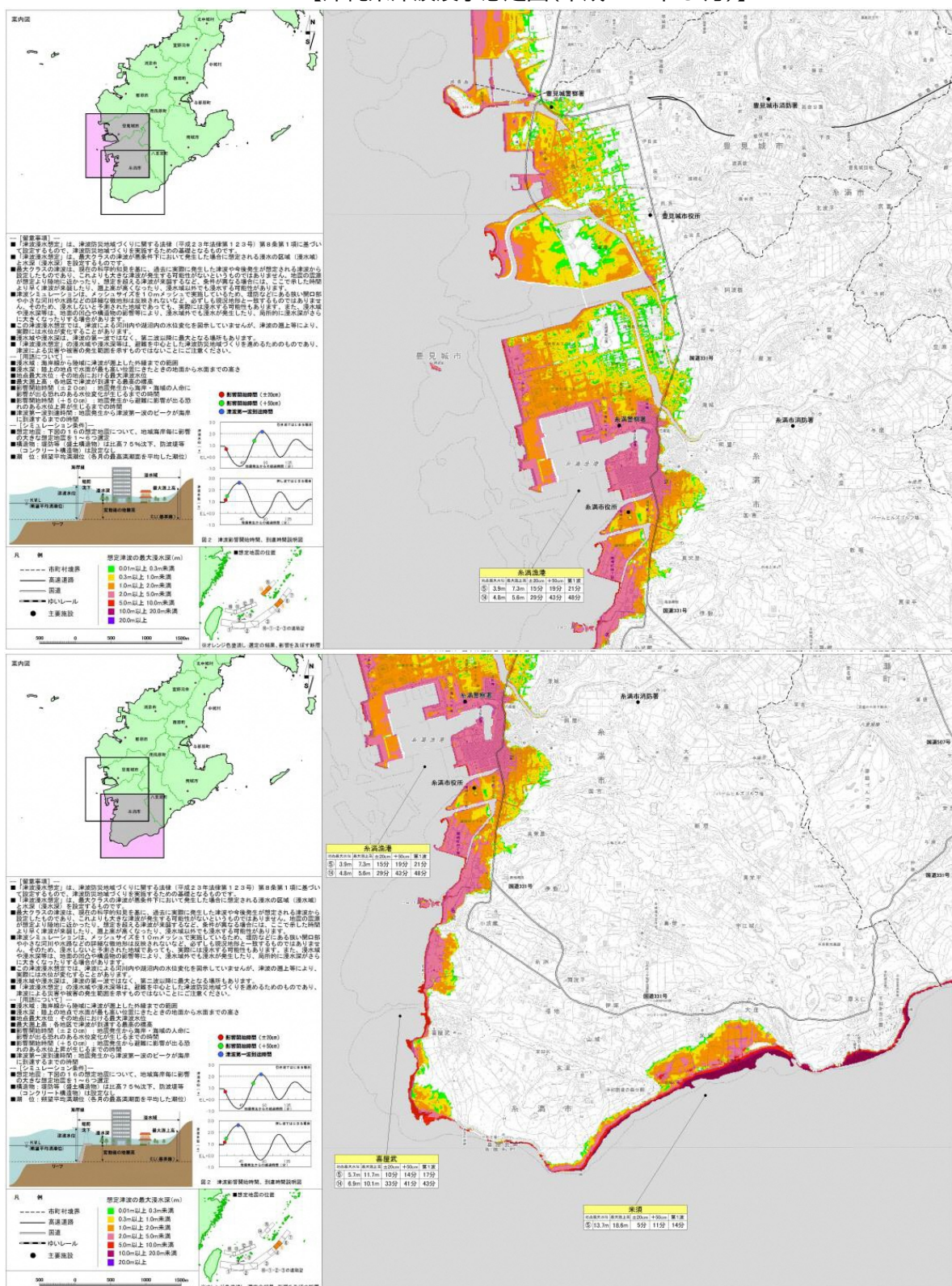
地震発生から 15 分後に、海岸域の人命に影響が出るおそれのある水位(±20cm)に達すると予測され、地震発生から 21 分後に第 1 波が到達すると予測されている。
糸満漁港地点の最大水位は 3.9m で、最大遡上高は 7.3m と予測されている。

【沖縄県津波浸水想定図(平成 25 年 3 月)】



※「沖縄県津波被害想定検討委員会」による作成(津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)に基づくものでない)

【沖縄県津波浸水想定図(平成27年3月)】



※津波防災地域づくりに関する法律に基づき設定

※同区域について津波災害警戒区域に指定(平成 30 年 3 月)

第2章 地域強靱化の基本的な考え方

1. 基本目標

いかなる災害等の発生に対しても、以下の①～④を基本目標とし、地域強靱化を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2. 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を達成するため、以下のとおり①～⑥の事前に備えるべき目標を定める。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3. 地域強靱化を推進する上での展開方向

大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、以下の展開方向に基づき推進する。

(1) 地域強靱化の取組み姿勢

- ① 本市の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組みにあたること。
- ② 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組みにあたること。
- ③ 市内各地域の特性を踏まえ、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い市土づくりを進めることにより、地域を活性化し、個性と活力あふれる持続可能な発展につなげていく視野を持つこと。
- ④ 本市の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組合せ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、この

ための体制を早急に整備すること。

- ② 「自助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3)効率的な施策の推進

- ① 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ② 限られた資本を最大限に活用するため、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(4)地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ③ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第3章 脆弱性評価

地域強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、それに基づき本計画の施策を定めることとする。

1. 評価の枠組み及び手順

(1) 想定するリスク

本計画においては、第1章の本市の地域特性及び想定した災害を踏まえ、本市に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

脆弱性評価を行う上では、基本計画及び本市の地域特性を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」ごとに、次の表のとおり27項目の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定した。

表 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における大規模火災による死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
		1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫)等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える帰宅困難者(観光客等)の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、地域社会の混乱
		3-2	市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下

5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4	幹線道路の分断など、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	復旧・復興に関する計画や人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

(3)施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、以下のとおり 10 の個別施策分野、5 の横断的分野を設定した。

表 施策分野の設定

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能／防災等	① リスクコミュニケーション
② 住宅・都市	② 人材育成
③ 保健医療・福祉	③ 官民連携
④ ライフライン・情報通信	④ 老朽化対策
⑤ 産業・経済	⑤ デジタル活用
⑥ 交通・物流	
⑦ 農林水産	
⑧ 環境	
⑨ 国土保全／土地利用	
⑩ 伝統・文化	

(4)評価の実施手順

27 項目の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)ごとに、それを回避するための施策を抽出し、当該施策で対応が十分かどうか、課題等の分析・評価を実施した。さらに、分野ごとの課題等が明確になるよう施策分野ごとに整理した。

2. 評価結果のポイント

評価結果は、別紙1のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1)ハード整備とソフト対策の適切な組合せが必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、充当できる財源に限りがあること等を踏まえ、訓練や啓発などのソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2)代替性・冗長性等の確保が必要

大規模な自然災害に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、産業、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ体制の整備等により、代替性・冗長性を確保する必要がある。

(3)国・県・民間等との連携が必要

個々の施策の実施主体は、市だけではなく、国、県、民間事業者、NPO、市民など多岐にわたる。市以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、強靱化を担う人材の育成など組織体制の強化及び民間事業等に対する適切な支援が不可欠であるとともに、各実施主体との徹底した情報提供・共有や各主体間の連携が必要不可欠である。

第4章 地域強靱化の推進方針(施策分野ごとの推進方針)

第3章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について、施策分野ごとに次のとおり推進方針を示す。

また、複数の施策分野に関連する施策については、再掲している。

<個別施策分野の推進方針>

①行政機能／防災等

避難所の指定・整備	市地域防災計画の避難場所・避難所の設置基準に基づき、広域避難場所、一時避難場所、避難所(小規模災害時、大規模災害時)の指定・整備を進める。
消火避難救護活動の円滑な実施	消防水利、貯水槽等を計画的に整備するとともに、公園や防災拠点施設の整備を進め、消火避難救護活動の円滑な実施を図る。
消防・救急のための施設・設備充実の促進	消防施設・設備・車両などの更新及び未整備車両の配備、各種消防資機(器)材の充実など、消防並びに救急のための施設・設備の充実を促進する。
老朽海岸施設改修等の計画的な推進	従来の津波、台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断、老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。
監視警戒体制の整備	津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。
津波避難ビル等の指定・整備	津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。
津波ハザードマップの作成と理解促進	津波ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実を図り、逃げ遅れを防止する。
わかりやすい避難誘導サインの設置	観光客等、現地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるように、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。
観光客等を含めた避難体制の整備	防災関係機関、市民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施するとともに、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路、避難情報の伝達体制等を整備する。
津波防災教育の推進	県及び教育関係者と連携して、学校教育をはじめさまざまな場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の津波防災への理解向上に努める。
海岸保全事業の促進	高潮等から安全確保及び被害を軽減するため、警報体制の整備や護岸整備、海岸保全事業の促進を図る。

集中豪雨等初動マニュアルに基づく事前準備の促進	突発的な集中豪雨等の初動対応のため、集中豪雨等初動マニュアルに基づく事前準備を促進する。
風水害ハザードマップの作成と周知徹底	避難行動、避難所の位置、携行品等について、風水害ハザードマップ等を作成し周知徹底する。
土砂災害が想定される区域への対策の実施	現在及び過去において地すべりのあった箇所又は将来地すべりの発生が予想される地区については、早急に地すべり防止区域に指定し行為の制限を行うとともに、適切な地すべり対策工事を実施する。
土砂災害危険箇所の点検と整備	道路沿線の急傾斜地の土砂災害対策の要請について、定期的に危険箇所の点検・調査を行い、整備が必要な場合は、国・県に整備要請等を行う。
土砂災害特別警戒区域に関する普及・啓発	土砂災害特別警戒区域に基づき、ハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について、普及・啓発を図る。
ハザードマップの作成と防災知識の普及	防災知識や安全対策の他、各行政区別など地区単位における避難所や避難路、災害危険予想区域等を示した災害種別のハザードマップを作成し、住民に配布することで周知に努めるとともに、防災知識の普及を図る。
地域とのリスクコミュニケーションの推進	地区防災計画の作成を進め、防災まちづくり活動やタイムラインの作成を支援することで、地域とのリスクコミュニケーションを推進する。
防災拠点の確保と整備	自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進する。
防災意識の高揚と地域における防災訓練の実施	住民の防災意識の高揚を図るとともに、地域防災リーダーの育成を推進し、地域における防災訓練を実施するなど、地域防災体制を充実させる。
自衛消防組織の結成指導	学校、宿泊施設、民間事業所、その他の公共施設等に対して、自衛消防組織の結成指導や消防用設備等の取扱い指導及び訓練実施の促進を図る。
救急体制の充実	医療機関との連携、救急資機(器)材の充実、救急隊員・指導救命士の資質向上、高度な技術・資機(器)材を有する救助隊の整備、庁内体制の確立・効果的運用など救急体制の充実を図る。
消防職員数の確保と資質向上	国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努めるとともに、教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。
消防広域化の促進と消防団の体制強化	消防広域化の促進及び消防団の体制強化を図る。
消防無線の整備	消防無線に係る機器・体制等の整備拡充を図る。
総合防災訓練等の実施	防災関係機関の協力等により総合防災訓練等を実施し、防災関係者及び住民の参加を促し、災害に対する知識や教育を深める。
消防・避難活動等の対策強化	誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

災害時・緊急時に対応するネットワークの構築	消防、警察、自衛隊等との連携強化、関連事業者との災害時応援協定の締結など、災害時・緊急時に対応するネットワークを構築する。
医療救護体制の準備	行政機関と医師会等医療関係者との連携のもとに協定を締結し、また体制やマニュアルの整備、消防本部との連携等により、総合的な緊急医療対策を検討推進していく。
避難生活の長期化を見据えた体制整備	避難生活が長期化した場合に備え、仮設の入浴施設及び洗濯場を設置するため、設置場所の確保、設置に関する要請等の方法に関するマニュアルの作成に努める。
避難施設における生活必需品の備蓄促進	避難施設における食糧や被服寝具等の生活必需品の備蓄を促進するとともに、乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等、非常用食糧等の確保に努める。
備蓄倉庫等の整備と定期点検の実施	食料や医薬品、衛生材料及び生活必需物資等を備蓄するにあたって、その保管する場所として備蓄倉庫等の整備を図るとともに、定期点検を実施する。
応援協定の締結	災害時において、備蓄品の確保や、輸送手段・輸送人員等の確保が円滑に行えるように、県内関係業界、民間団体との間で応援協定を締結する。
観光客・外国人の安全確保体制の整備	地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が、地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。
外国人への防災知識の普及啓発	多言語対応の避難誘導標識、海拔表示の設置や、外国語による防災マップ、パンフレット等を作成し、安全対策の充実・強化を図ることで、外国人への防災知識の普及啓発を促進する。
外国語通訳ボランティアの活用体制の整備	災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。
市町村や観光関連団体・事業者における包括的な安全対策の実施	市町村や観光関連団体・事業者における観光危機管理計画等・マニュアル・BCP(業務継続計画)の策定促進や、危機対応・避難誘導訓練の実施、観光客への支援体制の強化等の施策を推進する。
自主防災組織の組織化推進と育成強化	各地域において自主防災組織の組織化を推進し、育成強化を図る。
救助用資機(器)材の整備	災害時に孤立する可能性の高い地域において、救助用資機(器)材を整備しておく。
地域防犯活動の推進	各地域において、平時から、地域安全マップ作成の支援、防犯パトロールの実施、子ども110番の家の設置拡大、防犯に関する相談受付、有害図書等の排除など防犯対策の強化に努める。
防犯設備の充実	各地区の要望等を参考に、計画的な防犯灯・保安灯の整備、一戸一灯運動の推進など防犯設備の充実に努める。

災害対策本部設置 予定庁舎の耐震性 確保	災害対策本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策及び 庁舎内の備品、設備等の転倒・落下防止策等により、発災時に必要と考えられる安 全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備す る。
災害対策拠点となる 施設及び設備の整 備	災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、最低 72 時間以上持続可能な非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。
災害対策本部職員 用の備蓄の確保	災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも 3 日分の飲 料水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。
業 務 継 続 計 画 (BCP)の効果的な 運用	災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要とな る人員や資機(器)材等を必要な場所に的確に投入するための業務継続計画 (BCP)を効果的に運用する。
複合災害を想定した 机上訓練の実施と対 応計画の策定・見直 し	市、県及び防災関係機関は、地域特性をふまえて、様々な複合災害が発生する可能 性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画 の策定や見直しを検討する。
各種防災関連計画 の見直しと職員の資 質向上	職員を対象とした防災研修会を年 1 回開催し、各種防災関連計画の見直しや職員 の災害対応力の向上を図る。
相互応援協定締結 の推進	市町村間相互の応援協力活動等が円滑に行われるよう、相互応援協定の締結を推 進する。
事 業 者 に お け る BCP 策定の促進	事業者が BCP を策定することにより、震災発生時においても、事業の継続や迅速 な復旧が図られるほか、地域貢献・地域との共生を通じて地域の早期復興にもつな がることから、県と連携し事業者の BCP 策定を促進する。
BCM に基づいた防 災活動の推進	防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の促進、予想される被 害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフライン の供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業 継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組みを 通じて、防災活動を推進する。
工業団地等の活性 化の推進	新たな物流団地の整備や、企業誘致及び制度の活用推進などによる、税制特区・地 域制度の活用推進など各種優遇制度を活用した工業団地等の活性化を推進する。
事業所の自衛消防 組織における事前の 備え	事業所の自衛消防組織は、平常時においては、自主的に防災訓練等を行うととも に、関係機関及び地域住民の自主防災組織等との連携強化を図る。
危険物災害の拡大 防止機器の整備・備 蓄	流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車を消防署に配 備するとともに、化学消火剤及び消火器具等や、流出危険物による災害の拡大防止 に必要なガス検知機及び通信機器等の備蓄・整備を図る。

復興事前準備の推進	防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら復興事前準備の取組みを推進する。
将来の「地元」を担う人材の育成推進	女性や障がい者、若者等を含め将来の「地元」を担う人材を育成する体制づくりを推進する。
円滑な応急対応等のための人材確保方策の整備	発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整える。
専門ボランティアの登録	災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療・看護業務、通訳、無線通信、被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者を平常時から登録し、把握に努める。
外国人への支援	沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。
専門ボランティアの資質向上に向けた取組みの推進	専門ボランティアに登録されている者に対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修や訓練等に努める。
ボランティアコーディネーターの養成	日本赤十字社沖縄県支部及び市社会福祉協議会と連携して、ボランティアコーディネーターを養成することで災害時におけるボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようにする。
ボランティアの相互間連絡体制の構築	ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。
公共施設の跡地利用と有効活用	公共施設の跡地利用や空き施設の活用を図り、企業誘致等に向けた積極的な取組みを進める。
管内文化財の防災計画の策定	文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を図る。

②住宅・都市

密集市街地修復型の住環境整備	密集市街地の修復型の住環境整備を行い、緊急車両の通行や災害時に避難の妨げとなる細街路を解消し、災害に強いまちづくりを行う。
オープンスペースの確保	防災公園の整備・拡充や、オープンスペースの確保、防災上の安全性の向上等、基盤整備を推進する。
公的建造物の耐震化	県・市・消防・警察等の施設をはじめ、医療機関、学校、公民館等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建造物の耐震性を確保する。
公共建築物の老朽化対策	公共建築物のうち老朽化施設について、点検・診断等により危険性があると判断した場合は、速やかに修繕・改修を行い、耐震化を推進する。
建築物の耐震補強	耐震性の向上に向けた知識の啓発、普及施策を実施するとともに、耐震診断を促進する体制の整備を図り、建築物の耐震化を促進する。
一般建築物における不燃化・耐震化等	住宅などの耐震診断・改修等により、一般建築物の不燃化、耐震化及び外壁等の落下防止を促進する。
火災の延焼防止対策	広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化を図るとともに、空き地等を確保することにより火災の延焼防止を図り、安全な防災都市を創出する。
密集市街地の解消	市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業や市街地開発事業により老朽木造住宅密集地及び消火活動困難地域を解消する。
避難路沿道建築物の耐震化	災害時に家屋の倒壊等で道路が一部不通となる事態を予防するため、避難路沿道建築物に関する耐震化を促進する。
避難路指定と沿道不燃化の促進	避難指定場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進する。
ブロック塀等の危険箇所の調査	沿道におけるブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや生け垣化を奨励する。
津波に強いまちづくり	避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。
漁港後背地の防護	比較的発生頻度の高い津波に対しては、漁港の後背地を防護するための一連の堤防、擁壁を計画する等、一体的な施設整備を図る。
老朽海岸施設改修等の計画的な推進	従来の津波、台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断、老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。
津波避難ビル等の指定・整備	津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。
浸水の危険性を考慮した施設の配置	社会福祉施設や医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備する。
防災拠点の確保と整備	自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進する。
歩道の整備等バリアフリー化の推進	高齢者や心身障がい者など多様な利用形態に対応した歩道の整備等バリアフリー化を進め、災害時の避難に備える。

緊急輸送道路の整備	消防・救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路(緊急輸送道路)の拡幅や改良等を推進する。
医療施設の維持補修や長寿命化の検討	必要性の優先順位を設け、医療施設等の維持補修や長寿命化を検討する。
南部病院跡地の再整備による防災拠点の形成	南部病院跡地の再整備において、福祉避難所の整備等、官と民が一体となった防災拠点*の形成を図る。 *ここでの防災拠点は、福祉機能を備えた防災拠点の一つである。
各種防災活動の円滑化のための整備	道路の拡幅、改良、緊急輸送道路ネットワークの形成等を推進し、各種防災活動の円滑化及び迅速化を図る。
避難所となる公共施設の防災対策	避難所は、公共施設、学校、公園、公民館等とし、できるだけ炊き出し可能な耐震性のある既存建物を応急的に整備する。
公共施設の改修におけるバリアフリー化と機能の拡充	地域の避難所としての役割が求められる施設は、バリアフリー化に取り組むとともに、機能の拡充を検討し、計画的な予防保全の実施を推進する。
要配慮者に配慮した避難所等の体制整備	要配慮者については、避難所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制の整備を図る。
道路構造物等の危険箇所の防災対策	道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。
道路啓開体制の整備	事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の確保体制を整える。
狭あい道路の拡幅促進	集落内の狭あい道路の拡幅を促進する。
災害対策本部設置予定庁舎の耐震性確保	災害対策本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策及び庁舎内の備品、設備等の転倒・落下防止策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。
国道、県道整備拡充の要請	災害時の移動経路として重要な基盤であることから、国道・県道の整備拡充を要請する。
体系的な道路ネットワークの構築	避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、市道や既存集落の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備する。
緊急輸送道路や輸送拠点の施設整備	緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点(空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等)について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に取り組む。
ラウンドアバウトの導入検討	災害時における交通機能の確保等を目的とし、ラウンドアバウトを導入する。

道路閉塞の防止対策	地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。
道路啓開体制の構築	道路管理者は、災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合、直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局及び県、関係団体等の協力も得ながら整える。
道路啓開用資機(器)材の確保	放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、資機(器)材を保有する建設業者と連携して、道路啓開用資機(器)材の確保に取り組む。
空き家・空き地の適正管理および空き家の有効活用	空き家の実態把握、管理対策や空き家の有効活用にむけた検討や取組みの推進、住宅地域に所在する空き地の除草等の適正管理指導など、空き家・空き地の適正管理および空き家の有効活用を図る。
応急仮設住宅供給体制の整備	地域の支援のつながりや、生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置できるように、環境を整備する。
土地の有効利用の促進	区画整理事業において、産業拠点や交通機能、商業機能導入による交流拠点の形成を図るとともに、生活環境に配慮した基盤整備を行う。

③保健医療・福祉

地域福祉コーディネーターの適正配置・確保	地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの配置および連携強化による地域支援、地域における住民主体の課題解決力強化など、地域福祉コーディネーターの適正配置・確保に努める。
要配慮者の安全確保支援の推進	平常時から避難行動要支援者の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導や安否確認等を行える体制を整備するとともに、在宅で介護を必要とする住民等の要配慮者に対し、改修支援や防災対策への啓発活動等、安全確保のための支援を推進する。
救急体制の充実	医療機関との連携、救急資機(器)材の充実、救急隊員・指導救命士の資質向上、高度な技術・資機(器)材を有する救助隊の整備、庁内体制の確立・効果的運用など救急体制の充実を図る。
医療救護体制の準備	行政機関と医師会等医療関係者との連携のもとに協定を締結し、また体制やマニュアルの整備、消防本部との連携等により、総合的な緊急医療対策を検討推進していく。
緊急医薬品等の備蓄	災害初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄を推進する。
避難行動要支援者の避難支援体制整備	福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備する。
被災者の健康管理への配慮	被災者の良好な健康状態を保つよう努めるとともに、保健師や栄養士等による健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に対応した健康管理(保健指導及び栄養指導)を行うほか、必要に応じて救護所等を設ける。
要配慮者に配慮した避難所等の体制整備	要配慮者については、避難所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制の整備を図る。
感染症の予防と対策強化	新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験を通して、感染症の予防・対策強化に取り組む。
福祉仮設住宅供給体制の整備	災害時に、要配慮者を考慮した福祉仮設住宅を速やかに供給できるよう体制を整える。

④ライフライン・情報通信

情報伝達の多重化・多様化	関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-アラート)、災害情報共有システム(L-アラート)、テレビ、ラジオ(コミュニティ FM 放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)及び SNS 等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。
消防無線の整備	消防無線に係る機器・体制等の整備拡充を図る。
医療救護体制の準備	行政機関と医師会等医療関係者との連携のもとに協定を締結し、また体制やマニュアルの整備、消防本部との連携等により、総合的な緊急医療対策を検討推進していく。
非常電源、医療品及び非常用食料等の確保	長時間にわたりライフラインや医療品、食料等を確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保を図る。
飲料水の備蓄と給水用資機(器)材の整備	迅速な応急給水に対応するために、必要な飲料水(ペットボトル等)及び給水用資機(器)材(ポリ容器、ポリ袋等)を整備するとともに、緊急時の調達先として当該資機(器)材を有する他の機関又は業者と協力体制整備に努める。
燃料供給体制の構築	災害時における応急・復旧活動に必要な燃料の確保のため、燃料供給体制を構築しておく。
観光客・観光関連事業者への災害情報提供体制の強化	観光客や観光関連事業者に、迅速かつ確実な災害情報等を提供するための体制の強化を図る。
観光客等を想定した災害情報配信システムの整備	県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムを導入する。
通信手段の確保	道路交通等によるアクセスが困難となるおそれがある地域について、集落と市間の通信途絶を防止するため、災害衛星携帯電話、防災行政無線、孤立防止用無線電話機、公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保する。
孤立の可能性に応じた備蓄	孤立の可能性に応じて、飲料水、食糧等の生活物資、簡易トイレ等の備蓄に努める。
災害対策拠点となる施設及び設備の整備	災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、最低 72 時間以上持続可能な非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。
非常用電源・自家発電設備の整備	長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図る。
行政関連データ管理・活用のための ICT の導入	ICT の導入による行政関連データの蓄積や、災害時に必要な情報の管理・活用を図る。

BCM に基づいた防災活動の推進	防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の促進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組みを通じて、防災活動を推進する。
計画的な通信施設の体制整備	通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な災害時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。
通信確保のための非常用電源の整備	災害時における通信確保の重要性を鑑み、長時間の停電に備え非常用電源を整備する。
防災行政無線等の整備拡充	地震発生時における地域の情報収集、連絡体制の充実を推進するため、防災行政無線の整備を図るとともに、津波対策として海岸や河川沿いに防災行政無線(同報系)通信システムの整備を図る。
防災相互通信用無線局の整備促進	防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を図る。
5Gエリア拡大に対応した基地局の整備拡充	ICT の利活用を促進し、インターネット通信網を適切に維持管理するとともに、通信エリア及び5Gエリア拡大に対応した基地局の整備拡充に取り組む。
情報収集体制の整備	SNS、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、多様な災害関連情報等を収集する体制を整備する。
各種情報通信システムの運用改善	自然災害における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に処理する「防災通信システム」や河川情報・道路通行規制等の情報を提供する情報システム、「緊急速報メール」などの各種システムの運用改善を図る。
通信事業者との協定締結の推進	災害発生時に通信設備等の不測の事態を想定し、本市においてNTT及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。
情報通信網の整備	災害情報を迅速に確実に収集及び伝達するため、防災行政無線の既存通信施設の定期点検を行うとともに、各地区・隣接市町・県・防災関係機関相互における情報連絡網の整備拡充を図る。
再生可能エネルギーの利活用推進	再生可能エネルギー設備の設置をはじめ、バイオガスなどを活用した官民連携による再生可能エネルギーの利活用を推進する。
省エネルギーの推進	市施設をはじめ、あらゆる場での省エネルギーの推進に努める。
太陽光発電や電気自動車の普及促進	住宅等への太陽光発電の設置、電気自動車(EV)の普及促進などの取組みを進める。
スマートグリッドなど新たなエネルギー供給の検討	ICT を活用し、再生可能エネルギーも含めた電力の需給バランスを図り、安定的な電気供給を維持するスマートグリッドなど、新たなエネルギー供給動向への情報収集に努め、適用可能な手法について検討する。
老朽化した上下水道施設の対策推進	老朽化した上下水道施設の対策、耐震化、更新および新設を推進する。

上下水道施設の耐震性の強化	各水道事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、十分な耐震設計及び耐震施工を行う。
公共下水道整備の推進	市街化区域及びその周辺集落については、公共下水道の整備を推進し、整備率の向上を図る。
雨水排水路などの整備促進	未整備地区における汚水処理の早期整備や雨水排水路新設など、公共下水道および農業集落排水の整備を推進する。
災害に強い下水道の整備推進	下水道施設の施工に当たっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備(停電対策)や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。
再生水等循環型実証事業の施策検討	下水道処理水に関して、再生水等循環型実証事業による検討を行う。
合併浄化槽への切替え促進	単独浄化槽からの切替え支援など、合併浄化槽への切替えを促進する。
汚水処理事業広域化・共同化の検討	処理場統合、維持管理運営共同化等、汚水処理事業の広域化・共同化を検討する。
広域的相互連携協力体制の構築	市独自対策の充実、県や近隣市町との広域的相互連携協力体制の構築など、緊急時の応急給水対策を整備する。
行政システム等の総合的整備保全やバックアップ体制の整備	戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、不動産登記等の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全や、バックアップ体制の整備を進める。

⑤産業・経済

観光客等を含めた避難体制の整備	防災関係機関、市民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施するとともに、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路、避難情報の伝達体制等を整備する。
観光客・外国人の安全確保体制の整備	地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が、地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。
市町村や観光関連団体・事業者における包括的な安全対策の実施	市町村や観光関連団体・事業者における観光危機管理計画等・マニュアル・BCP(業務継続計画)の策定促進や、危機対応・避難誘導訓練の実施、観光客への支援体制の強化等の施策を推進する。
事業者におけるBCP策定の促進	事業者がBCPを策定することにより、震災発生時においても、事業の継続や迅速な復旧が図られるほか、地域貢献・地域との共生を通じて地域の早期復興にもつながることから、県と連携し事業者のBCP策定を促進する。
BCMに基づいた防災活動の推進	防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の促進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組みを通じて、防災活動を推進する。
臨空・臨港型産業の集積促進	国際物流拠点産業集積地域等の経済特区を活用し、高付加価値製品を製造する企業等の誘致や新たな産業用地の確保に向けて取り組むとともに、航空関連産業クラスターの起点となる航空機整備事業の拡大を推進するなど、臨空・臨港型産業の集積促進を図る。
工業団地等の活性化の推進	新たな物流団地の整備や、企業誘致及び制度の活用推進などによる、税制特区・地域制度の活用推進など各種優遇制度を活用した工業団地等の活性化を推進する。
事業所の自衛消防組織における事前の備え	事業所の自衛消防組織は、平常時においては、自主的に防災訓練等を行うとともに、関係機関及び地域住民の自主防災組織等との連携強化を図る。
太陽光発電や電気自動車の普及促進	住宅等への太陽光発電の設置、電気自動車(EV)の普及促進などの取組みを進める。
スマートグリッドなど新たなエネルギー供給の検討	ICTを活用し、再生可能エネルギーも含めた電力の需給バランスを図り、安定的な電気供給を維持するスマートグリッドなど、新たなエネルギー供給動向への情報収集に努め、適用可能な手法について検討する。
公共施設の跡地利用と有効活用	公共施設の跡地利用や空き施設の活用を図り、企業誘致等に向けた積極的な取組みを進める。
地域産業の更なる振興施策の促進	産業イノベーション促進地域制度を活用し、製品の開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新事業の創出等を図る企業を支援するとともに、産業高度化又は事業革新に取り組む企業の立地を促進し、地域産業の更なる振興を図る。

産官学連携による産業振興の促進	県研究センターや大学等との産学官連携、実業学校との連携による新たな産業の開拓や新製品開発の推進、民間事業者・大学・市の包括連携協定に基づく新たな産業振興の展開など、産官学連携による新たな製品開発や産業振興を促進する。
産業振興のための拠点施設整備の促進	工業団地、物流団地、ファーマーズマーケットなど、産業振興のための拠点施設の整備を促進する。
国内外の IT 企業のワーケーション需要等、企業誘致の推進	国内外 IT 企業のワーケーション需要を取り込むとともに、大手企業の機能移転を促進し、先端 IT 技術を活用した新ビジネス・新サービスを展開する企業や各産業の DX に寄与する企業の誘致に取り組む。
販路開拓や新商品開発等の支援とブランド化の促進	1.5 次産業化や 6 次産業化の推進のための異業種交流や農商工連携事業の活用に取り組むとともに、販路開拓・拡大や新商品開発を支援し、ブランド化を促進する。
農山漁村地域における観光産業との連携等の推進	農山漁村地域においては、グリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成するとともに、観光産業との連携や農林水産業の多面的機能の維持・発揮を図る。

⑥交通・物流

各種防災活動の円滑化のための整備	道路の拡幅、改良、緊急輸送道路ネットワークの形成等を推進し、各種防災活動の円滑化及び迅速化を図る。
緊急輸送基地の選定・整備	陸路、海路、空路からのルートで輸送物資等が集積することを念頭に、緊急輸送基地を選定・整備する。
緊急輸送道路ネットワークの形成	交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点(臨時ヘリポート、漁港、水道施設、道の駅)へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施する。
臨時ヘリポート等の確保	孤立した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、市内の居住区域を勘案し、臨時ヘリポート等を確保・整備する。
集落間道路のネットワーク形成の促進	集落間での道路のネットワーク形成を促進する。
臨空・臨港型産業の集積促進	国際物流拠点産業集積地域等の経済特区を活用し、高付加価値製品を製造する企業等の誘致や新たな産業用地の確保に向けて取り組むとともに、航空関連産業クラスターの起点となる航空機整備事業の拡大を推進するなど、臨空・臨港型産業の集積促進を図る。
体系的な幹線道路網の構築	那覇空港や那覇港との結節機能を強化・拡充するとともに、拠点都市間の移動の円滑化や慢性的な交通渋滞の緩和に向けた体系的な幹線道路網の構築を図る。
体系的な道路ネットワークの構築	避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、市道や既存集落の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備する。
緊急輸送道路や輸送拠点の施設整備	緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点(空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等)について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に取り組む。
販路開拓や新商品開発等の支援とブランド化の促進	1.5 次産業化や 6 次産業化の推進のための異業種交流や農商工連携事業の活用に取り組むとともに、販路開拓・拡大や新商品開発を支援し、ブランド化を促進する。

⑦農林水産

海岸保全事業の促進	高潮等から安全確保及び被害を軽減するため、警報体制の整備や護岸整備、海岸保全事業の促進を図る。
漁港における災害予防施設の整備強化	漁港は管理区分によって、県又は市がそれぞれ高潮等による災害予防施設の整備強化を図る。
地区計画等による土地利用の枠組みや施策の整備	農村集落における農家住宅や過疎化への対応を図るため、土地利用区分を検討し、地区計画等により土地利用を誘導する枠組み、施策を整備する。
防災営農方式の確立	「沖縄振興計画」に基づき、亜熱帯農業の防災営農技術の確立を図る。
生産基盤整備や農業水利施設等の長寿命化推進	湧水や雨水の利用など、南部の地域特性に応じた新たな農業用水源の確保、かんがい施設、区画整理の各種生産基盤の整備と併せて、農業水利施設等の長寿命化を推進する。
農地の効率的な利活用の推進	農業基盤の充実を図るため、土地改良整備等を進めるとともに、遊休農地対策など農地の効率的な利活用を推進する。
耕作放棄地の解消	農地中間管理機構の活用、担い手への農地集積・集約など、耕作放棄地の解消を図る。
新たな担い手創出施策の推進	農業の担い手と組織の育成を強化し、新規就農者や認定農業者等の育成・確保、技術指導や経営指導および法人化支援等に取り組み、新規就農者や認定農業者等の育成・確保など、新たな担い手創出として、シニア世代や外国人、障がい者雇用を推進する。
農産物の生産力向上などの取組みの推進	農産物の生産力向上・品質向上・競争力向上を図るため、近代化施設や優良品種の導入、病害虫対策、環境保全型農業等の取組みなどを推進する。
漁場保全・整備の推進	漁場環境の保全と復元、漁場整備の確立など、漁場の保全・整備を図る。
持続的漁業の振興施策の推進	漁業技術の継承・開発、漁業経営の充実、資源管理型・養殖・栽培漁業の推進、市水産業振興センターの整備など、持続的漁業の振興を図る。
漁港や関連施設の整備推進	漁港施設・関連施設の整備促進、ふれあい公園既存施設の機能向上・有効活用など、漁港や関連施設の整備を推進する。
漁業経営環境の充実に向けた取組み強化	漁業生産部会の強化および各部会の活動支援、複合経営の促進など、経営環境の充実に取り組む。
水産業における漁業従事者の確保	水産業では、新規漁業者を育成・確保し、教育機関や普及機関等との連携強化と外国人雇用を推進し、関連施設整備による漁業従事者の確保に取り組む。
IoT を活用したスマート農業や養殖業の取組み促進	Society5.0 にむけた IoT を活用した農作業効率化・生産性の向上などスマート農業の取組みや、官民連携による IoT を活用した新たな養殖業の取組みを促進する。

水産業における特産品開発や消費拡大の推進	水産業においては、新市場および関連施設と連携し水産物流通・加工業などの振興に取り組み、特産品開発、消費拡大を推進する。
持続的な環境保全型農業の推進	耕土流出防止対策をはじめとする環境への負荷軽減の取組みを進め、持続的な環境保全型農業を推進する。
農地被害に関する未然防止事業の実施	降雨による浸食を受けやすい(浸食性、急傾斜地帯等)農地を守り、災害による被害を未然に防ぐ事業を実施する。
雨水排水路などの整備促進	未整備地区における汚水処理の早期整備や雨水排水路新設など、公共下水道および農業集落排水の整備を推進する。
農山漁村地域における観光産業との連携等の推進	農山漁村地域においては、グリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成するとともに、観光産業との連携や農林水産業の多面的機能の維持・発揮を図る。

⑧環境

危険物防災設備の定期的な点検	危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講じる。
危険物製造従事者に対する保安意識の高揚	危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。
危険物災害の拡大防止機器の整備・備蓄	流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車を消防署に配備するとともに、化学消火剤及び消火器具等や、流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等の備蓄・整備を図る。
赤土流出防止の対策強化	赤土流出防止対策等については、関係機関が連携し、新たな対策を推進するなどの取組みを強化する。
災害廃棄物処理計画の定期的な見直し	国の「災害廃棄物対策指針」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画」に基づき、市災害廃棄物処理計画を定期的に見直し、地域に即した運用を図る。

⑨国土保全／土地利用

海岸保全事業の促進	高潮等から安全確保及び被害を軽減するため、警報体制の整備や護岸整備、海岸保全事業の促進を図る。
漁港における災害予防施設の整備強化	漁港は管理区分によって、県又は市がそれぞれ高潮等による災害予防施設の整備強化を図る。
防風・防潮林等の整備推進	自然災害等からの防災・減災のため、景観や生態系等の自然環境に配慮した海岸保全施設や防風・防潮林等の整備を推進する。
堤防の耐震対策の推進	河川堤防及び災害防止事業として、地盤沈下の顕著な地域での堤防の耐震対策を推進する。
観測施設の充実	災害等による被害を未然に防止、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う。
水門・陸こう等の自動化・遠隔操作化	水門や陸こうを整備する際は、水門や陸こうの自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。
土砂災害が想定される区域への対策の実施	現在及び過去において地すべりのあった箇所又は将来地すべりの発生が予想される地区については、早急に地すべり防止区域に指定し行為の制限を行うとともに、適切な地すべり対策工事を実施する。
砂防事業、地すべり防止対策の実施	砂防事業及び地すべり対策事業並びに急傾斜地崩壊対策事業等を促進し、集中豪雨等による土石・土砂流出、傾斜地崩壊、地すべり防止を図る。
土砂災害危険箇所の点検と整備	道路沿線の急傾斜地の土砂災害対策の要請について、定期的に危険箇所の点検・調査を行い、整備が必要な場合は、国・県に整備要請等を行う。
持続的な環境保全型農業の推進	耕土流出防止対策をはじめとする環境への負荷軽減の取組みを進め、持続的な環境保全型農業を推進する。
農地被害に関する未然防止事業の実施	降雨による浸食を受けやすい(浸食性、急傾斜地帯等)農地を守り、災害による被害を未然に防ぐ事業を実施する。
森林保育事業の推進	豊かな自然を後世に引き継ぐために森林環境の保全・維持に十分留意しつつ、造林地の保育環境を確認して、新たな造林地などを含めて効果的な森林保育事業を推進する。
赤土流出防止の対策強化	赤土流出防止対策等については、関係機関が連携し、新たな対策を推進するなどの取組みを強化する。
土地の有効利用の促進	区画整理事業において、産業拠点や交通機能、商業機能導入による交流拠点の形成を図るとともに、生活環境に配慮した基盤整備を行う。

⑩伝統・文化

管内文化財の防災計画の策定	文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を図る。
文化財の倒壊防止や破損防止対策	地震による文化財の倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行う。
文化財の保全や周辺整備の促進	琉球王国のグスク及び関連遺産群の保全や周辺整備を促進し、琉球歴史回廊の形成を図るとともに、各地域に残る文化財の保全や周辺整備を促進する。

<横断的分野の推進方針>

①リスクコミュニケーション

津波ハザードマップの作成と理解促進	津波ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実を図り、逃げ遅れを防止する。
わかりやすい避難誘導サインの設置	観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。
観光客等を含めた避難体制の整備	防災関係機関、市民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施するとともに、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路、避難情報の伝達体制等を整備する。
津波防災教育の推進	県及び教育関係者と連携して、学校教育をはじめさまざまな場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の津波防災への理解向上に努める。
風水害ハザードマップの作成と周知徹底	避難行動、避難所の位置、携行品等について、風水害ハザードマップ等を作成し周知徹底する。
土砂災害特別警戒区域に関する普及・啓発	土砂災害特別警戒区域に基づき、ハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について、普及・啓発を図る。
ハザードマップの作成と防災知識の普及	防災知識や安全対策の他、各行政区別など地区単位における避難所や避難路、災害危険予想区域等を示した災害種別のハザードマップを作成し、住民に配布することで周知に努めるとともに、防災知識の普及を図る。
地域とのリスクコミュニケーションの推進	地区防災計画の作成を進め、防災まちづくり活動やタイムラインの作成を支援することで、地域とのリスクコミュニケーションを推進する。
総合防災訓練等の実施	防災関係機関の協力等により総合防災訓練等を実施し、防災関係者及び住民の参加を促し、災害に対する知識や教育を深める。
消防・避難活動等の対策強化	誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。
外国人への防災知識の普及啓発	多言語対応の避難誘導標識、海拔表示の設置や、外国語による防災マップ、パンフレット等を作成し、安全対策の充実・強化を図ることで、外国人への防災知識の普及啓発を促進する。
市町村や観光関連団体・事業者における包括的な安全対策の実施	市町村や観光関連団体・事業者における観光危機管理計画等・マニュアル・BCP(業務継続計画)の策定促進や、危機対応・避難誘導訓練の実施、観光客への支援体制の強化等の施策を推進する。
観光客等を想定した災害情報配信システムの整備	県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムを導入する。

地域防犯活動の推進	各地域において、平時から、地域安全マップ作成の支援、防犯パトロールの実施、子ども 110 番の家の設置拡大、防犯に関する相談受付、有害図書等の排除など防犯対策の強化に努める。
防犯設備の充実	各地区の要望等を参考に、計画的な防犯灯・保安灯の整備、一戸一灯運動の推進など防犯設備の充実に努める。
事業所の自衛消防組織における事前の備え	事業所の自衛消防組織は、平常時においては、自主的に防災訓練等を行うとともに、関係機関及び地域住民の自主防災組織等との連携強化を図る。

②人材育成

防災意識の高揚と地域における防災訓練の実施	住民の防災意識の高揚を図るとともに、地域防災リーダーの育成を推進し、地域における防災訓練を実施するなど、地域防災体制を充実させる。
救急体制の充実	医療機関との連携、救急資機(器)材の充実、救急隊員・指導救命士の資質向上、高度な技術・資機(器)材を有する救助隊の整備、庁内体制の確立・効果的運用など救急体制の充実を図る。
消防職員数の確保と資質向上	国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努めるとともに、教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。
各種防災関連計画の見直しと職員の資質向上	職員を対象とした防災研修会を年1回開催し、各種防災関連計画の見直しや職員の災害対応力の向上を図る。
将来の「地元」を担う人材の育成推進	女性や障がい者、若者等を含め将来の「地元」を担う人材を育成する体制づくりを推進する。
専門ボランティアの資質向上に向けた取り組みの推進	専門ボランティアに登録されている者に対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修や訓練等に努める。
ボランティアコーディネーターの養成	日本赤十字社沖縄県支部及び市社会福祉協議会と連携して、ボランティアコーディネーターを養成することで災害時におけるボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようにする。

③官民連携

津波避難ビル等の指定・整備	津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。
情報伝達の多重化・多様化	関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-アラート)、災害情報共有システム(L-アラート)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。))及びSNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。
観光客等を含めた避難体制の整備	防災関係機関、市民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施するとともに、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路、避難情報の伝達体制等を整備する。
自衛消防組織の結成指導	学校、宿泊施設、民間事業所、その他の公共施設等に対して、自衛消防組織の結成指導や消防用設備等の取扱い指導及び訓練実施の促進を図る。
救急体制の充実	医療機関との連携、救急資機(器)材の充実、救急隊員・指導救命士の資質向上、高度な技術・資機(器)材を有する救助隊の整備、庁内体制の確立・効果的運用など救急体制の充実を図る。
災害時・緊急時に対応するネットワークの構築	消防、警察、自衛隊等との連携強化、関連事業者との災害時応援協定の締結など、災害時・緊急時に対応するネットワークを構築する。
医療救護体制の準備	行政機関と医師会等医療関係者との連携のもとに協定を締結し、また体制やマニュアルの整備、消防本部との連携等により、総合的な緊急医療対策を検討推進していく。
南部病院跡地の再整備による防災拠点の形成	南部病院跡地の再整備において、福祉避難所の整備等、官と民が一体となった防災拠点*の形成を図る。 *ここでのいう防災拠点は、福祉機能を備えた防災拠点の一つである。
避難行動要支援者の避難支援体制整備	福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備する。
飲料水の備蓄と給水用資機(器)材の整備	迅速な応急給水に対応するために、必要な飲料水(ペットボトル等)及び給水用資機(器)材(ポリ容器、ポリ袋等)を整備するとともに、緊急時の調達先として当該資機(器)材を有する他の機関又は業者と協力体制整備に努める。
応援協定の締結	災害時において、備蓄品の確保や、輸送手段・輸送人員等の確保が円滑に行えるように、県内関係業界、民間団体との間で応援協定を締結する。
市町村や観光関連団体・事業者における包括的な安全対策の実施	市町村や観光関連団体・事業者における観光危機管理計画等・マニュアル・BCP(業務継続計画)の策定促進や、危機対応・避難誘導訓練の実施、観光客への支援体制の強化等の施策を推進する。

事業者におけるBCP策定の促進	事業者がBCPを策定することにより、震災発生時においても、事業の継続や迅速な復旧が図られるほか、地域貢献・地域との共生を通じて地域の早期復興にもつながることから、県と連携し事業者のBCP策定を促進する。
BCMに基づいた防災活動の推進	防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の促進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組みを通じて、防災活動を推進する。
事業所の自衛消防組織における事前の備え	事業所の自衛消防組織は、平常時においては、自主的に防災訓練等を行うとともに、関係機関及び地域住民の自主防災組織等との連携強化を図る。
通信事業者との協定締結の推進	災害発生時に通信設備等の不測の事態を想定し、本市においてNTT及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

④老朽化対策

公共建築物の老朽化対策	公共建築物のうち老朽化施設について、点検・診断等により危険性があると判断した場合は、速やかに修繕・改修を行い、耐震化を推進する。
密集市街地の解消	市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業や市街地開発事業により老朽木造住宅密集地及び消火活動困難地域を解消する。
老朽海岸施設改修等の計画的な推進	従来の津波、台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断、老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。
生産基盤整備や農業水利施設等の長寿命化推進	湧水や雨水の利用など、南部の地域特性に応じた新たな農業用水源の確保、かんがい施設、区画整理の各種生産基盤の整備と併せて、農業水利施設等の長寿命化を推進する。
老朽化した上下水道施設の対策推進	老朽化した上下水道施設の対策、耐震化、更新および新設を推進する。
上下水道施設の耐震性の強化	各水道事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、十分な耐震設計及び耐震施工を行う。

⑤デジタル活用

情報伝達の多重化・多様化	関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-アラート)、災害情報共有システム(L-アラート)、テレビ、ラジオ(コミュニティ FM 放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)及び SNS 等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。
行政関連データ管理・活用のための ICT の導入	ICT の導入による行政関連データの蓄積や、災害時に必要な情報の管理・活用を図る。
IoT を活用したスマート農業や養殖業の取組み促進	Society5.0 にむけた IoT を活用した農作業効率化・生産性の向上などスマート農業の取組みや、官民連携による IoT を活用した新たな養殖業の取組みを促進する。
防災行政無線等の整備拡充	地震発生時における地域の情報収集、連絡体制の充実を推進するため、防災行政無線の整備を図るとともに、津波対策として海岸や河川沿いに防災行政無線(同報系)通信システムの整備を図る。
5G エリア拡大に対応した基地局の整備拡充	ICT の利活用を促進し、インターネット通信網を適切に維持管理するとともに、通信エリア及び 5G エリア拡大に対応した基地局の整備拡充に取り組む。
各種情報通信システムの運用改善	自然災害における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に処理する「防災通信システム」や河川情報・道路通行規制等の情報を提供する情報システム、「緊急速報メール」などの各種システムの運用改善を図る。
行政システム等の総合的整備保全やバックアップ体制の整備	戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、不動産登記等の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全や、バックアップ体制の整備を進める。
国内外の IT 企業のワーケーション需要等、企業誘致の推進	国内外 IT 企業のワーケーション需要を取り込むとともに、大手企業の機能移転を促進し、先端 IT 技術を活用した新ビジネス・新サービスを展開する企業や各産業の DX に寄与する企業の誘致に取り組む。

■重要業績評価指標(KPI)

リスク シナリオ	取組み	業績指標(KPI)			
		指標名	単位	現状値 (R6)	目標値 (R11)
1-1	土地の有効利用の促進	真栄里土地区画整理事業に伴う基盤整備の整備率	ha	0	10
1-2	津波に強いまちづくり	市営住宅の建替予定団地箇所数	箇所	3	4
1-2	津波避難ビル等の指定・整備	市営住宅の津波避難ビル指定箇所数	箇所	3	4
1-2	浸水の危険性を考慮した施設の配置	市営住宅の統合による除却箇所数	箇所	0	1
1-5	地域福祉コーディネーターの適正配置・確保	地域福祉コーディネーターの配置	人	2	5
2-1	消防職員数の確保と資質向上	消防職員の増員	人	60	68
5-4	ラウンドアバウトの導入検討	ラウンドアバウトの導入	箇所	1	4
6-3	空き家・空き地の適正管理及び空き家の有効活用	適正管理に伴う管理不全空き家総数の減	箇所	127	80

第5章 計画の推進と不断の見直し

1. 計画の推進

本計画は、市地域防災計画と一体となって総合的かつ効果的に防災・減災対策を推進しながら、各分野別計画などと連携し、計画的かつ着実に取組みを推進する。

2. 他の計画等の必要な見直し

本計画は、本計画以外の地域強靱化に関する市の計画等の指針となるべきものであり、本計画を基本として、地域強靱化に係る市の他の計画について必要に応じて見直しや改善を行う。

3. 本計画の進捗管理と不断の見直し

地域強靱化は、第3章で示した脆弱性評価において想定した27項目の「起きてはならない最悪の事態」のそれぞれを回避することを企図して本計画を定め、これを基本に地域強靱化に係る市の他の計画等について必要に応じ見直しを図りながら、様々な施策を展開していくものである。

また、脆弱性評価の結果を踏まえて推進方針を立て、速やかに各部局連携のもとで施策を実施していくことが極めて重要であり、その際、施策の進捗等に応じて本計画を見直していく必要がある。

このため、各施策の実施と合わせて進捗状況の把握等を行うこととし、整合する市総合計画に用いている成果指標の達成状況等を中心に、施策等の点検・評価を全庁的に行い、その結果に応じて計画の見直し・改善を行う。

また、今後の社会経済情勢等の変化や地域強靱化の施策の進捗状況等を考慮して、概ね5年ごとに本計画の見直し・改善を行う。

なお、市総合計画は、地域強靱化の視点も踏まえた総合的な計画であり、本計画と同様に指針性を有し、分野ごとに施策の進捗を管理していることから、本計画と同じ方向を向くよう整合性を図る必要があるため、本計画の進捗管理については、市総合計画のPDCAサイクルとの整合を図るものとする。

(別紙1)リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1	大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における大規模火災による死傷者の発生
密集市街地修復型の住環境整備	密集市街地の修復型の住環境整備を行い、緊急車両の通行や災害時に避難の妨げとなる細街路を解消し、災害に強いまちづくりを行う必要がある。
オープンスペースの確保	防災公園の整備・拡充や、オープンスペースの確保、防災上の安全性の向上等、基盤整備を推進する必要がある。
避難所の指定・整備	市地域防災計画の避難場所・避難所の設置基準に基づき、広域避難場所、一時避難場所、避難所(小規模災害時、大規模災害時)の指定・整備を進める必要がある。
公的建造物の耐震化	県・市・消防・警察等の施設をはじめ、医療機関、学校、公民館等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建造物の耐震性を確保する必要がある。
公共建築物の老朽化対策	公共建築物のうち老朽化施設について、点検・診断等により危険性があると判断した場合は、速やかに修繕・改修を行い、耐震化を推進する必要がある。
建築物の耐震補強	耐震性の向上に向けた知識の啓発、普及施策を実施するとともに、耐震診断を促進する体制の整備を図り、建築物の耐震化を促進する必要がある。
一般建築物における不燃化・耐震化等	住宅などの耐震診断・改修等により、一般建築物の不燃化、耐震化及び外壁等の落下防止を促進する必要がある。
火災の延焼防止対策	広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化を図るとともに、空き地等を確保することにより火災の延焼防止を図り、安全な防災都市を創出する必要がある。
密集市街地の解消	市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業や市街地開発事業により老朽木造住宅密集地及び消火活動困難地域を解消する必要がある。
避難路沿道建築物の耐震化	災害時に家屋の倒壊等で道路が一部不通となる事態を予防するため、避難路沿道建築物に関する耐震化を促進する必要がある。
避難路指定と沿道不燃化の促進	避難指定場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進する必要がある。
消火避難救護活動の円滑な実施	消防水利、貯水槽等を計画的に整備するとともに、公園や防災拠点施設の整備を進め、消火避難救護活動の円滑な実施を図る必要がある。
消防・救急のための施設・設備充実の促進	消防施設・設備・車両などの更新及び未整備車両の配備、各種消防資機(器)材の充実など、消防並びに救急のための施設・設備の充実を促進する必要がある。

ブロック塀等の危険箇所の調査	沿道におけるブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや生け垣化を奨励する必要がある。
土地の有効利用の促進	区画整理事業を通じて、地域特性を活かしつつ、地域社会との調和や環境保全等を図りながら、土地の有効利用を促進する必要がある。

1-2	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
津波に強いまちづくり	避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る必要がある。
漁港後背地の防護	比較的発生頻度の高い津波に対しては、漁港の後背地を防護するための一連の堤防、擁壁を計画する等、一体的な施設整備を図る必要がある。
老朽海岸施設改修等の計画的な推進	従来の津波、台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断、老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する必要がある。
監視警戒体制の整備	津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する必要がある。
津波避難ビル等の指定・整備	津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する必要がある。
津波ハザードマップの作成と理解促進	津波ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実を図り、逃げ遅れを防止する必要がある。
情報伝達の多重化・多様化	関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-アラート)、災害情報共有システム(L-アラート)、テレビ、ラジオ(コミュニティ FM 放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)及び SNS 等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する必要がある。
わかりやすい避難誘導サインの設置	観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する必要がある。
浸水の危険性を考慮した施設の配置	社会福祉施設や医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備する必要がある。
観光客等を含めた避難体制の整備	防災関係機関、市民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施するとともに、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路、避難情報の伝達体制等を整備する必要がある。
津波防災教育の推進	県及び教育関係者と連携して、学校教育をはじめさまざまな場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の津波防災への理解向上に努める必要がある。

1-3	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
海岸保全事業の促進	高潮等から安全確保及び被害を軽減するため、警報体制の整備や護岸整備、海岸保全事業の促進を図る必要がある。
漁港における災害予防施設の整備強化	漁港は管理区分によって、県又は市がそれぞれ高潮等による災害予防施設の整備強化を図る必要がある。
防風・防潮林等の整備推進	自然災害等からの防災・減災のため、景観や生態系等の自然環境に配慮した海岸保全施設や防風・防潮林等の整備を推進する必要がある。
堤防の耐震対策の推進	河川堤防及び災害防止事業として、地盤沈下の顕著な地域での堤防の耐震対策を推進する必要がある。
観測施設の充実	災害等による被害を未然に防止、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。
水門・陸こう等の自動化・遠隔操作化	水門や陸こうを整備する際は、水門や陸こうの自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める必要がある。
集中豪雨等初動マニュアルに基づく事前準備の促進	突発的な集中豪雨等の初動対応のため、集中豪雨等初動マニュアルに基づく事前準備を促進する必要がある。
風水害ハザードマップの作成と周知徹底	避難行動、避難所の位置、携行品等について、風水害ハザードマップ等を作成し周知徹底する必要がある。

1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫)等による多数の死傷者の発生
土砂災害が想定される区域への対策の実施	現在及び過去において地すべりのあった箇所又は将来地すべりの発生が予想される地区については、早急に地すべり防止区域に指定し行為の制限を行うとともに、適切な地すべり対策工事を実施する必要がある。
砂防事業、地すべり防止対策の実施	砂防事業及び地すべり対策事業並びに急傾斜地崩壊対策事業等を促進し、集中豪雨等による土石・土砂流出、傾斜地崩壊、地すべり防止を図る必要がある。
土砂災害危険箇所の点検と整備	道路沿線の急傾斜地の土砂災害対策の要請について、定期的に危険箇所の点検・調査を行い、整備が必要な場合は、国・県に整備要請等を行う必要がある。
土砂災害特別警戒区域に関する普及・啓発	土砂災害特別警戒区域に基づき、ハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について、普及・啓発を図る必要がある。

1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
ハザードマップの作成と防災知識の普及	防災知識や安全対策の他、各行政区別など地区単位における避難所や避難路、災害危険予想区域等を示した災害種別のハザードマップを作成し、住民に配布することで周知に努めるとともに、防災知識の普及を図る必要がある。
地域とのリスクコミュニケーションの推進	地区防災計画の作成を進め、防災まちづくり活動やタイムラインの作成を支援することで、地域とのリスクコミュニケーションを推進する必要がある。
防災拠点の確保と整備	自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進する必要がある。
歩道の整備等バリアフリー化の推進	高齢者や心身障がい者など多様な利用形態に対応した歩道の整備等バリアフリー化を進め、災害時の避難に備える必要がある。
防災意識の高揚と地域における防災訓練の実施	住民の防災意識の高揚を図るとともに、地域防災リーダーの育成を推進し、地域における防災訓練を実施するなど、地域防災体制を充実させる必要がある。
自衛消防組織の結成指導	学校、宿泊施設、民間事業所、その他の公共施設等に対して、自衛消防組織の結成指導や消防用設備等の取扱い指導及び訓練実施の促進を図る必要がある。
地域福祉コーディネーターの適正配置・確保	地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの配置および連携強化による地域支援、地域における住民主体の課題解決力強化など、地域福祉コーディネーターの適正配置・確保に努める必要がある。
要配慮者の安全確保支援の推進	平常時から避難行動要支援者の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導や安否確認等を行える体制を整備するとともに、在宅で介護を必要とする住民等の要配慮者に対し、改修支援や防災対策への啓発活動等、安全確保のための支援を推進する必要がある。
防災行政無線等の整備拡充	地震発生時における地域の情報収集、連絡体制の充実を推進するため、防災行政無線の整備を図るとともに、津波対策として海岸や河川沿いに防災行政無線(同報系)通信システムの整備を図る必要がある。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
救急体制の充実	医療機関との連携、救急資機(器)材の充実、救急隊員・指導救命士の資質向上、高度な技術・資機(器)材を有する救助隊の整備、庁内体制の確立・効果的運用など救急体制の充実を図る必要がある。
消防職員数の確保と資質向上	国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努めるとともに、教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る必要がある。
消防広域化の促進と消防団の体制強化	消防広域化の促進及び消防団の体制強化を図る必要がある。
消防無線の整備	消防無線に係る機器・体制等の整備拡充を図る必要がある。
緊急輸送道路の整備	消防・救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路(緊急輸送道路)の拡幅や改良等を推進する必要がある。
総合防災訓練等の実施	防災関係機関の協力等により総合防災訓練等を実施し、防災関係者及び住民の参加を促し、災害に対する知識や教育を深める必要がある。
消防・避難活動等の対策強化	誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する必要がある。
災害時・緊急時に対応するネットワークの構築	消防、警察、自衛隊等との連携強化、関連事業者との災害時応援協定の締結など、災害時・緊急時に対応するネットワークを構築する必要がある。

2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
医療救護体制の準備	行政機関と医師会等医療関係者との連携のもとに協定を締結し、また体制やマニュアルの整備、消防本部との連携等により、総合的な緊急医療対策を検討推進する必要がある。
医療施設の維持補修や長寿命化の検討	必要性の優先順位を設け、医療施設等の維持補修や長寿命化を検討する必要がある。
南部病院跡地の再整備による防災拠点の形成	南部病院跡地の再整備において、福祉避難所の整備等、官と民が一体となった防災拠点*の形成を図る必要がある。 *ここでいう防災拠点は、福祉機能を備えた防災拠点の一つである。

緊急医薬品等の備蓄	災害初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄を推進する必要がある。
避難行動要支援者の避難支援体制整備	福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備する必要がある。
各種防災活動の円滑化のための整備	道路の拡幅、改良、緊急輸送道路ネットワークの形成等を推進し、各種防災活動の円滑化及び迅速化を図る必要がある。

2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
避難所となる公共施設の防災対策	避難所は、公共施設、学校、公園、公民館等とし、できるだけ炊き出し可能な耐震性のある既存建物を応急的に整備する必要がある。
公共施設の改修におけるバリアフリー化と機能の拡充	地域の避難所としての役割が求められる施設は、バリアフリー化に取り組むとともに、機能の拡充を検討し、計画的な予防保全の実施を推進する必要がある。
避難生活の長期化を見据えた体制整備	避難生活が長期化した場合に備え、仮設の入浴施設及び洗濯場を設置するため、設置場所の確保、設置に関する要請等の方法に関するマニュアルの作成に努める必要がある。
被災者の健康管理への配慮	被災者の良好な健康状態を保つよう努めるとともに、保健師や栄養士等による健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行うほか、必要に応じて救護所等を設ける必要がある。
要配慮者に配慮した避難所等の体制整備	要配慮者については、避難所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制の整備を図る必要がある。
避難施設における生活必需品の備蓄促進	避難施設における食糧や被服寝具等の生活必需品の備蓄を促進するとともに、乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等、非常用食糧等の確保に努める必要がある。

2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
緊急輸送基地の選定・整備	陸路、海路、空路からのルートで輸送物資等が集積することを念頭に、緊急輸送基地を選定・整備する必要がある。
緊急輸送道路ネットワークの形成	交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点(臨時ヘリポート、漁港、水道施設、道の駅)へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施する必要がある。
道路構造物等の危険箇所の防災対策	道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う必要がある。
道路啓開体制の整備	事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の確保体制を整える必要がある。
非常電源、医療品及び非常用食料等の確保	長時間にわたりライフラインや医療品、食料等を確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保を図る必要がある。
飲料水の備蓄と給水用資機(器)材の整備	迅速な応急給水に対応するために、必要な飲料水(ペットボトル等)及び給水用資機(器)材(ポリ容器、ポリ袋等)を整備するとともに、緊急時の調達先として当該資機(器)材を有する他の機関又は業者と協力体制整備に努める必要がある。
備蓄倉庫等の整備と定期点検の実施	食料や医薬品、衛生材料及び生活必需物資等を備蓄するにあたって、その保管する場所として備蓄倉庫等の整備を図るとともに、定期点検を実施する必要がある。
燃料供給体制の構築	災害時における応急・復旧活動に必要な燃料の確保のため、燃料供給体制を構築しておく必要がある。
応援協定の締結	災害時において、備蓄品の確保や、輸送手段・輸送人員等の確保が円滑に行えるように、県内関係業界、民間団体との間で応援協定を締結する必要がある。

2-5	想定を超える帰宅困難者(観光客等)の発生による混乱
観光客・外国人の安全確保体制の整備	地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が、地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する必要がある。
外国人への防災知識の普及啓発	多言語対応の避難誘導標識、海拔表示の設置や、外国語による防災マップ、パンフレット等を作成し、安全対策の充実・強化を図ることで、外国人への防災知識の普及啓発を促進する必要がある。
外国語通訳ボランティアの活用体制の整備	災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図る必要がある。

市町村や観光関連団体・事業者における包括的な安全対策の実施	市町村や観光関連団体・事業者における観光危機管理計画等・マニュアル・BCP(業務継続計画)の策定促進や、危機対応・避難誘導訓練の実施、観光客への支援体制の強化等の施策を推進する必要がある。
観光客・観光関連事業者への災害情報提供体制の強化	観光客や観光関連事業者に、迅速かつ確実な災害情報等を提供するための体制の強化を図る必要がある。
観光客等を想定した災害情報配信システムの整備	県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムを導入する必要がある。

2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
臨時ヘリポート等の確保	孤立した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、市内の居住区域を勘案し、臨時ヘリポート等を確保・整備する必要がある。
通信手段の確保	道路交通等によるアクセスが困難となるおそれがある地域について、集落と市間の通信途絶を防止するため、災害衛星携帯電話、防災行政無線、孤立防止用無線電話機、公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保する必要がある。
自主防災組織の組織化推進と育成強化	各地域において自主防災組織の組織化を推進し、育成強化を図る必要がある。
救助用資機(器)材の整備	災害時に孤立する可能性の高い地域において、救助用資機(器)材を整備しておく必要がある。
孤立の可能性に応じた備蓄	孤立の可能性に応じて、飲料水、食糧等の生活物資、簡易トイレ等の備蓄に努める必要がある。
集落間道路のネットワーク形成の促進	集落間での道路のネットワーク形成を促進する必要がある。
狭あい道路の拡幅促進	集落内の狭あい道路の拡幅を促進する必要がある。

2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
感染症の予防と対策強化	新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験を通して、感染症の予防・対策強化に取り組む必要がある。

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、地域社会の混乱
地域防犯活動の推進	各地域において、平時から、地域安全マップ作成の支援、防犯パトロールの実施、子ども 110 番の家の設置拡大、防犯に関する相談受付、有害図書等の排除など防犯対策の強化に努める必要がある。
防犯設備の充実	各地区の要望等を参考に、計画的な防犯灯・保安灯の整備、一戸一灯運動の推進など防犯設備の充実に努める必要がある。

3-2	市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
災害対策本部設置 予定庁舎の耐震性 確保	災害対策本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策及び庁舎内の備品、設備等の転倒・落下防止策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する必要がある。
災害対策拠点となる 施設及び設備の整備	災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、最低 72 時間以上持続可能な非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する必要がある。
非常用電源・自家発電 設備の整備	長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図る必要がある。
災害対策本部職員 用の備蓄の確保	災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも 3 日分の飲料水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する必要がある。
業務継続計画 (BCP)の効果的な 運用	災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機(器)材等を必要な場所に的確に投入するための業務継続計画(BCP)を効果的に運用する必要がある。
複合災害を想定した 机上訓練の実施と対 応計画の策定・見直 し	市、県及び防災関係機関は、地域特性をふまえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する必要がある。
各種防災関連計画 の見直しと職員の資 質向上	職員を対象とした防災研修会を年 1 回開催し、各種防災関連計画の見直しや職員の災害対応力の向上を図る必要がある。
相互応援協定締結 の推進	市町村間相互の応援協力活動等が円滑に行われるよう、相互応援協定の締結を推進する必要がある。

行政関連データ管理・活用のためのICTの導入	ICTの導入による行政関連データの蓄積や、災害時に必要な情報の管理・活用を図る必要がある。
------------------------	---

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
事業者におけるBCP策定の促進	事業者がBCPを策定することにより、震災発生時においても、事業の継続や迅速な復旧が図られるほか、地域貢献・地域との共生を通じて地域の早期復興にもつながることから、県と連携し事業者のBCP策定を促進する必要がある。
BCMに基づいた防災活動の推進	防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の促進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組みを通じて、防災活動を推進する必要がある。
臨空・臨港型産業の集積促進	国際物流拠点産業集積地域等の経済特区を活用し、高付加価値製品を製造する企業等の誘致や新たな産業用地の確保に向けて取り組むとともに、航空関連産業クラスターの起点となる航空機整備事業の拡大を推進するなど、臨空・臨港型産業の集積促進を図る必要がある。
工業団地等の活性化の推進	新たな物流団地の整備や、企業誘致及び制度の活用推進などによる、税制特区・地域制度の活用推進など各種優遇制度を活用した工業団地等の活性化を推進する必要がある。
事業所の自衛消防組織における事前の備え	事業所の自衛消防組織は、平常時においては、自主的に防災訓練等を行うとともに、関係機関及び地域住民の自主防災組織等との連携強化を図る必要がある。

4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
危険物防災設備の定期的な点検	危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講じる必要がある。
危険物製造従事者に対する保安意識の高揚	危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る必要がある。
危険物災害の拡大防止機器の整備・備蓄	流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車を消防署に配備するとともに、化学消火剤及び消火器具等や、流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等の備蓄・整備を図る必要がある。

4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響
地区計画等による土地利用の枠組みや施策の整備	農村集落における農家住宅や過疎化への対応を図るため、土地の利用区分を検討し、地区計画等により土地利用を誘導する枠組み、施策を整備する必要がある。
防災営農方式の確立	「沖縄振興計画」に基づき、亜熱帯農業の防災営農技術の確立を図る必要がある。
生産基盤整備や農業水利施設等の長寿命化推進	湧水や雨水の利用など、南部の地域特性に応じた新たな農業用水源の確保、かんがい施設、区画整理の各種生産基盤の整備と併せて、農業水利施設等の長寿命化を推進する必要がある。
農地の効率的な利活用の推進	農業基盤の充実を図るため、土地改良整備等を進めるとともに、遊休農地対策など農地の効率的な利活用を推進する必要がある。
耕作放棄地の解消	農地中間管理機構の活用、担い手への農地集積・集約など、耕作放棄地の解消を図る必要がある。
新たな担い手創出施策の推進	農業の担い手と組織の育成を強化し、新規就農者や認定農業者等の育成・確保、技術指導や経営指導および法人化支援等に取り組み、新規就農者や認定農業者等の育成・確保など、新たな担い手創出として、シニア世代や外国人、障がい者雇用を推進する必要がある。
農産物の生産力向上などの取組みの推進	農産物の生産力向上・品質向上・競争力向上を図るため、近代化施設や優良品種の導入、病虫害対策、環境保全型農業等の取組みなどを推進する必要がある。
漁場保全・整備の推進	漁場環境の保全と復元、漁場整備の確立など、漁場の保全・整備を図る必要がある。
持続的漁業の振興施策の推進	漁業技術の継承・開発、漁業経営の充実、資源管理型・養殖・栽培漁業の推進、市水産業振興センターの整備など、持続的漁業の振興を図る必要がある。
漁港や関連施設の整備推進	漁港施設・関連施設の整備促進、ふれあい公園既存施設の機能向上・有効活用など、漁港や関連施設の整備を推進する必要がある。
漁業経営環境の充実に向けた取組み強化	漁業生産部会の強化および各部会の活動支援、複合経営の促進など、経営環境の充実に取り組む必要がある。
水産業における漁業従事者の確保	水産業では、新規漁業者を育成・確保し、教育機関や普及機関等との連携強化と外国人雇用を推進し、関連施設整備による漁業従事者の確保に取り組む必要がある。
IoT を活用したスマート農業や養殖業の取組み促進	Society5.0 にむけた IoT を活用した農作業効率化・生産性の向上などスマート農業の取組みや、官民連携による IoT を活用した新たな養殖業の取組みを促進する必要がある。

水産業における特産品開発や消費拡大の推進	水産業においては、新市場および関連施設と連携し水産物流通・加工業などの振興に取り組み、特産品開発、消費拡大を推進する必要がある。
----------------------	--

4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下
持続的な環境保全型農業の推進	耕土流出防止対策をはじめとする環境への負荷軽減の取組みを進め、持続的な環境保全型農業を推進する必要がある。
農地被害に関する未然防止事業の実施	降雨による浸食を受けやすい(浸食性、急傾斜地帯等)農地を守り、災害による被害を未然に防ぐ事業を実施する必要がある。
森林保育事業の推進	豊かな自然を後世に引き継ぐために森林環境の保全・維持に十分留意しつつ、造林地の保育環境を確認して、新たな造林地などを含めて効果的な森林保育事業を推進する必要がある。
赤土流出防止の対策強化	赤土流出防止対策等については、関係機関が連携し、新たな対策を推進するなどの取組みを強化する必要がある。

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
計画的な通信施設の体制整備	通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な災害時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める必要がある。
通信確保のための非常用電源の整備	災害時における通信確保の重要性を鑑み、長時間の停電に備え非常用電源を整備する必要がある。
防災相互通信用無線局の整備促進	防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を図る必要がある。
5Gエリア拡大に対応した基地局の整備拡充	ICT の利活用を促進し、インターネット通信網を適切に維持管理するとともに、通信エリア及び5Gエリア拡大に対応した基地局の整備拡充に取り組む必要がある。
情報収集体制の整備	SNS、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、多様な災害関連情報等を収集する体制を整備する必要がある。
各種情報通信システムの運用改善	自然災害における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に処理する「防災通信システム」や河川情報・道路通行規制等の情報を提供する情報システム、「緊急速報メール」などの各種システムの運用改善を図る必要がある。
通信事業者との協定締結の推進	災害発生時に通信設備等の不測の事態を想定し、本市においてNTT及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る必要がある。
情報通信網の整備	災害情報を迅速に確実に収集及び伝達するため、防災行政無線の既存通信施設の定期点検を行うとともに、各地区・隣接市町・県・防災関係機関相互における情報連絡網の整備拡充を図る必要がある。

5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
再生可能エネルギーの利活用推進	再生可能エネルギー設備の設置をはじめ、バイオガスなどを活用した官民連携による再生可能エネルギーの利活用を推進する必要がある。
省エネルギーの推進	市施設をはじめ、あらゆる場での省エネルギーの推進に努める必要がある。
太陽光発電や電気自動車の普及促進	住宅等への太陽光発電の設置、電気自動車(EV)の普及促進などの取組みを進める必要がある。
スマートグリッドなど新たなエネルギー供給の検討	ICTを活用し、再生可能エネルギーも含めた電力の需給バランスを図り、安定的な電気供給を維持するスマートグリッドなど、新たなエネルギー供給動向への情報収集に努め、適用可能な手法について検討する必要がある。

5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
老朽化した上下水道施設の対策推進	老朽化した上下水道施設の対策、耐震化、更新および新設を推進する必要がある。
上下水道施設の耐震性の強化	各水道事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、十分な耐震設計及び耐震施工を行う必要がある。
公共下水道整備の推進	市街化区域及びその周辺集落については、公共下水道の整備を推進し、整備率の向上を図る必要がある。
雨水排水路などの整備促進	未整備地区における汚水処理の早期整備や雨水排水路新設など、公共下水道および農業集落排水の整備を推進する必要がある。
災害に強い下水道の整備推進	下水道施設の施工に当たっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備(停電対策)や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る必要がある。
再生水等循環型実証事業の施策検討	下水道処理水に関して、再生水等循環型実証事業による検討を行う必要がある。
合併浄化槽への切替え促進	単独浄化槽からの切替え支援など、合併浄化槽への切替えを促進する必要がある。
汚水処理事業広域化・共同化の検討	処理場統合、維持管理運営共同化等、汚水処理事業の広域化・共同化を検討する必要がある。
広域的相互連携協力体制の構築	市独自対策の充実、県や近隣市町との広域的相互連携協力体制の構築など、緊急時の応急給水対策を整備する必要がある。

5-4	幹線道路の分断など、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
体系的な幹線道路網の構築	那覇空港や那覇港との結節機能を強化・拡充するとともに、拠点都市間の移動の円滑化や慢性的な交通渋滞の緩和に向けた体系的な幹線道路網の構築を図る必要がある。
国道、県道整備拡充の要請	災害時の移動経路として重要な基盤であることから、国道・県道の整備拡充を要請する必要がある。
体系的な道路ネットワークの構築	避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、市道や既存集落の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備する必要がある。
緊急輸送道路や輸送拠点の施設整備	緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点(空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等)について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に取り組む必要がある。
ラウンドアバウトの導入検討	災害時における交通機能の確保等を目的とし、ラウンドアバウトを導入する必要がある。
道路閉塞の防止対策	地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する必要がある。
道路啓開体制の構築	道路管理者は、災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合、直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局及び県、関係団体等の協力も得ながら整える必要がある。
道路啓開用資機(器)材の確保	放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、資機(器)材を保有する建設業者と連携して、道路啓開用資機(器)材の確保に取り組む必要がある。

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1	復旧・復興に関する計画や人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
復興事前準備の推進	防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら復興事前準備の取組みを推進する必要がある。
将来の「地元」を担う人材の育成推進	女性や障がい者、若者等を含め将来の「地元」を担う人材を育成する体制づくりを推進する必要がある。
円滑な応急対応等のための人材確保方策の整備	発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整える必要がある。
専門ボランティアの登録	災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療・看護業務、通訳、無線通信、被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者を平常時から登録し、把握に努める必要がある。
外国人への支援	沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う必要がある。
専門ボランティアの資質向上に向けた取組みの推進	専門ボランティアに登録されている者に対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修や訓練等に努める必要がある。
ボランティアコーディネーターの養成	日本赤十字社沖縄県支部及び市社会福祉協議会と連携して、ボランティアコーディネーターを養成することで災害時におけるボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようにする必要がある。
ボランティアの相互間連絡体制の構築	ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る必要がある。
行政システム等の総合的整備保全やバックアップ体制の整備	戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、不動産登記等の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全や、バックアップ体制の整備を進める必要がある。

6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
災害廃棄物処理計画の定期的な見直し	国の「災害廃棄物対策指針」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画」に基づき、市災害廃棄物処理計画を定期的に見直し、地域に即した運用を図る必要がある。

6-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
空き家・空き地の適正管理および空き家の有効活用	空き家の実態把握、管理対策や空き家の有効活用にむけた検討や取組みの推進、住宅地域に所在する空き地の除草等の適正管理指導など、空き家・空き地の適正管理および空き家の有効活用を図る必要がある。
応急仮設住宅供給体制の整備	地域の支援のつながりや、生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置できるように、環境を整備する必要がある。
福祉仮設住宅供給体制の整備	災害時に、要配慮者を考慮した福祉仮設住宅を速やかに供給できるよう体制を整える必要がある。
公共施設の跡地利用と有効活用	公共施設の跡地利用や空き施設の活用を図り、企業誘致等に向けた積極的な取組みを進める必要がある。

6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
管内文化財の防災計画の策定	文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を図る必要がある。
文化財の倒壊防止や破損防止対策	地震による文化財の倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行う必要がある。
文化財の保全や周辺整備の促進	琉球王国のグスク及び関連遺産群の保全や周辺整備を促進し、琉球歴史回廊の形成を図るとともに、各地域に残る文化財の保全や周辺整備を促進する必要がある。

6-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響
地域産業の更なる振興施策の促進	産業イノベーション促進地域制度を活用し、製品の開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新事業の創出等を図る企業を支援するとともに、産業高度化又は事業革新に取り組む企業の立地を促進し、地域産業の更なる振興を図る必要がある。
産官学連携による産業振興の促進	県研究センターや大学等との産学官連携、実業学校との連携による新たな産業の開拓や新製品開発の推進、民間事業者・大学・市の包括連携協定に基づく新たな産業振興の展開など、産官学連携による新たな製品開発や産業振興を促進する必要がある。
産業振興のための拠点施設整備の促進	工業団地、物流団地、ファーマーズマーケットなど、産業振興のための拠点施設の整備を促進する必要がある。

国内外の IT 企業の ワーケーション需要 等、企業誘致の推進	国内外 IT 企業のワーケーション需要を取り込むとともに、大手企業の機能移転を 促進し、先端 IT 技術を活用した新ビジネス・新サービスを展開する企業や各産業の DX に寄与する企業の誘致に取り組む必要がある。
販路開拓や新商品 開発等の支援とブラ ンド化の促進	1.5 次産業化や 6 次産業化の推進のための異業種交流や農商工連携事業の活用 に取り組むとともに、販路開拓・拡大や新商品開発を支援し、ブランド化を促進する 必要がある。
農山漁村地域におけ る観光産業との連携 等の推進	農山漁村地域においては、グリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を 形成するとともに、観光産業との連携や農林水産業の多面的機能の維持・発揮を図 る必要がある。

(別紙2)リスクシナリオごとの地域強靱化の推進方針

第4章の施策分野ごとの地域強靱化推進方針について、その推進方針を次のとおりリスクシナリオごとに整理した。

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1	大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における大規模火災による死傷者の発生
密集市街地修復型の住環境整備	密集市街地の修復型の住環境整備を行い、緊急車両の通行や災害時に避難の妨げとなる細街路を解消し、災害に強いまちづくりを行う。
オープンスペースの確保	防災公園の整備・拡充や、オープンスペースの確保、防災上の安全性の向上等、基盤整備を推進する。
避難所の指定・整備	市地域防災計画の避難場所・避難所の設置基準に基づき、広域避難場所、一時避難場所、避難所(小規模災害時、大規模災害時)の指定・整備を進める。
公的建造物の耐震化	県・市・消防・警察等の施設をはじめ、医療機関、学校、公民館等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建造物の耐震性を確保する。
公共建築物の老朽化対策	公共建築物のうち老朽化施設について、点検・診断等により危険性があると判断した場合は、速やかに修繕・改修を行い、耐震化を推進する。
建築物の耐震補強	耐震性の向上に向けた知識の啓発、普及施策を実施するとともに、耐震診断を促進する体制の整備を図り、建築物の耐震化を促進する。
一般建築物における不燃化・耐震化等	住宅などの耐震診断・改修等により、一般建築物の不燃化、耐震化及び外壁等の落下防止を促進する。
火災の延焼防止対策	広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化を図るとともに、空き地等を確保することにより火災の延焼防止を図り、安全な防災都市を創出する。
密集市街地の解消	市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業や市街地開発事業により老朽木造住宅密集地及び消火活動困難地域を解消する。
避難路沿道建築物の耐震化	災害時に家屋の倒壊等で道路が一部不通となる事態を予防するため、避難路沿道建築物に関する耐震化を促進する。
避難路指定と沿道不燃化の促進	避難指定場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進する。
消火避難救護活動の円滑な実施	消防水利、貯水槽等を計画的に整備するとともに、公園や防災拠点施設の整備を進め、消火避難救護活動の円滑な実施を図る。

消防・救急のための施設・設備充実の促進	消防施設・設備・車両などの更新及び未整備車両の配備、各種消防資機(器)材の充実など、消防並びに救急のための施設・設備の充実を促進する。
ブロック塀等の危険箇所の調査	沿道におけるブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや生け垣化を奨励する。
土地の有効利用の促進	区画整理事業において、産業拠点や交通機能、商業機能導入による交流拠点の形成を図るとともに、生活環境に配慮した基盤整備を行う。

1-2	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
津波に強いまちづくり	避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。
漁港後背地の防護	比較的発生頻度の高い津波に対しては、漁港の後背地を防護するための一連の堤防、擁壁を計画する等、一体的な施設整備を図る。
老朽海岸施設改修等の計画的な推進	従来の津波、台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断、老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。
監視警戒体制の整備	津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。
津波避難ビル等の指定・整備	津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。
津波ハザードマップの作成と理解促進	津波ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実を図り、逃げ遅れを防止する。
情報伝達の多重化・多様化	関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-アラート)、災害情報共有システム(L-アラート)、テレビ、ラジオ(コミュニティ FM 放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)及び SNS 等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。
わかりやすい避難誘導サインの設置	観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるように、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。
浸水の危険性を考慮した施設の配置	社会福祉施設や医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備する。
観光客等を含めた避難体制の整備	防災関係機関、市民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施するとともに、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路、避難情報の伝達体制等を整備する。

津波防災教育の推進	県及び教育関係者と連携して、学校教育をはじめさまざまな場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の津波防災への理解向上に努める。
-----------	--

1-3	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
海岸保全事業の促進	高潮等から安全確保及び被害を軽減するため、警報体制の整備や護岸整備、海岸保全事業の促進を図る。
漁港における災害予防施設の整備強化	漁港は管理区分によって、県又は市がそれぞれ高潮等による災害予防施設の整備強化を図る。
防風・防潮林等の整備推進	自然災害等からの防災・減災のため、景観や生態系等の自然環境に配慮した海岸保全施設や防風・防潮林等の整備を推進する。
堤防の耐震対策の推進	河川堤防及び災害防止事業として、地盤沈下の顕著な地域での堤防の耐震対策を推進する。
観測施設の充実	災害等による被害を未然に防止、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う。
水門・陸こう等の自動化・遠隔操作化	水門や陸こうを整備する際は、水門や陸こうの自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。
集中豪雨等初動マニュアルに基づく事前準備の促進	突発的な集中豪雨等の初動対応のため、集中豪雨等初動マニュアルに基づく事前準備を促進する。
風水害ハザードマップの作成と周知徹底	避難行動、避難所の位置、携行品等について、風水害ハザードマップ等を作成し周知徹底する。

1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫)等による多数の死傷者の発生
土砂災害が想定される区域への対策の実施	現在及び過去において地すべりのあった箇所又は将来地すべりの発生が予想される地区については、早急に地すべり防止区域に指定し行為の制限を行うとともに、適切な地すべり対策工事を実施する。
砂防事業、地すべり防止対策の実施	砂防事業及び地すべり対策事業並びに急傾斜地崩壊対策事業等を促進し、集中豪雨等による土石・土砂流出、傾斜地崩壊、地すべり防止を図る。

土砂災害危険箇所の点検と整備	道路沿線の急傾斜地の土砂災害対策の要請について、定期的に危険箇所の点検・調査を行い、整備が必要な場合は、国・県に整備要請等を行う。
土砂災害特別警戒区域に関する普及・啓発	土砂災害特別警戒区域に基づき、ハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について、普及・啓発を図る。

1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
ハザードマップの作成と防災知識の普及	防災知識や安全対策の他、各行政区別など地区単位における避難所や避難路、災害危険予想区域等を示した災害種別のハザードマップを作成し、住民に配布することで周知に努めるとともに、防災知識の普及を図る。
地域とのリスクコミュニケーションの推進	地区防災計画の作成を進め、防災まちづくり活動やタイムラインの作成を支援することで、地域とのリスクコミュニケーションを推進する。
防災拠点の確保と整備	自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進する。
歩道の整備等バリアフリー化の推進	高齢者や心身障がい者など多様な利用形態に対応した歩道の整備等バリアフリー化を進め、災害時の避難に備える。
防災意識の高揚と地域における防災訓練の実施	住民の防災意識の高揚を図るとともに、地域防災リーダーの育成を推進し、地域における防災訓練を実施するなど、地域防災体制を充実させる。
自衛消防組織の結成指導	学校、宿泊施設、民間事業所、その他の公共施設等に対して、自衛消防組織の結成指導や消防用設備等の取扱い指導及び訓練実施の促進を図る。
地域福祉コーディネーターの適正配置・確保	地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの配置および連携強化による地域支援、地域における住民主体の課題解決力強化など、地域福祉コーディネーターの適正配置・確保に努める。
要配慮者の安全確保支援の推進	平常時から避難行動要支援者の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導や安否確認等を行える体制を整備するとともに、在宅で介護を必要とする住民等の要配慮者に対し、改修支援や防災対策への啓発活動等、安全確保のための支援を推進する。
防災行政無線等の整備拡充	地震発生時における地域の情報収集、連絡体制の充実を推進するため、防災行政無線の整備を図るとともに、津波対策として海岸や河川沿いに防災行政無線(同報系)通信システムの整備を図る。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
救急体制の充実	医療機関との連携、救急資機(器)材の充実、救急隊員・指導救命士の資質向上、高度な技術・資機(器)材を有する救助隊の整備、庁内体制の確立・効果的運用など救急体制の充実を図る。
消防職員数の確保と資質向上	国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努めるとともに、教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。
消防広域化の促進と消防団の体制強化	消防広域化の促進及び消防団の体制強化を図る。
消防無線の整備	消防無線に係る機器・体制等の整備拡充を図る。
緊急輸送道路の整備	消防・救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路(緊急輸送道路)の拡幅や改良等を推進する。
総合防災訓練等の実施	防災関係機関の協力等により総合防災訓練等を実施し、防災関係者及び住民の参加を促し、災害に対する知識や教育を深める。
消防・避難活動等の対策強化	誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。
災害時・緊急時に対応するネットワークの構築	消防、警察、自衛隊等との連携強化、関連事業者との災害時応援協定の締結など、災害時・緊急時に対応するネットワークを構築する。

2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
医療救護体制の準備	行政機関と医師会等医療関係者との連携のもとに協定を締結し、また体制やマニュアルの整備、消防本部との連携等により、総合的な緊急医療対策を検討推進していく。
医療施設の維持補修や長寿命化の検討	必要性の優先順位を設け、医療施設等の維持補修や長寿命化を検討する。
南部病院跡地の再整備による防災拠点の形成	南部病院跡地の再整備において、福祉避難所の整備等、官と民が一体となった防災拠点*の形成を図る。 *ここでいう防災拠点は、福祉機能を備えた防災拠点の一つである。

緊急医薬品等の備蓄	災害初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄を推進する。
避難行動要支援者の避難支援体制整備	福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備する。
各種防災活動の円滑化のための整備	道路の拡幅、改良、緊急輸送道路ネットワークの形成等を推進し、各種防災活動の円滑化及び迅速化を図る。

2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
避難所となる公共施設の防災対策	避難所は、公共施設、学校、公園、公民館等とし、できるだけ炊き出し可能な耐震性のある既存建物を応急的に整備する。
公共施設の改修におけるバリアフリー化と機能の拡充	地域の避難所としての役割が求められる施設は、バリアフリー化に取り組むとともに、機能の拡充を検討し、計画的な予防保全の実施を推進する。
避難生活の長期化を見据えた体制整備	避難生活が長期化した場合に備え、仮設の入浴施設及び洗濯場を設置するため、設置場所の確保、設置に関する要請等の方法に関するマニュアルの作成に努める。
被災者の健康管理への配慮	被災者の良好な健康状態を保つよう努めるとともに、保健師や栄養士等による健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行うほか、必要に応じて救護所等を設ける。
要配慮者に配慮した避難所等の体制整備	要配慮者については、避難所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制の整備を図る。
避難施設における生活必需品の備蓄促進	避難施設における食糧や被服寝具等の生活必需品の備蓄を促進するとともに、乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等、非常用食糧等の確保に努める。

2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
緊急輸送基地の選定・整備	陸路、海路、空路からのルートで輸送物資等が集積することを念頭に、緊急輸送基地を選定・整備する。
緊急輸送道路ネットワークの形成	交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点(臨時ヘリポート、漁港、水道施設、道の駅)へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施する。
道路構造物等の危険箇所の防災対策	道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。
道路啓開体制の整備	事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の確保体制を整える。
非常電源、医療品及び非常用食料等の確保	長時間にわたりライフラインや医療品、食料等を確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保を図る。
飲料水の備蓄と給水用資機(器)材の整備	迅速な応急給水に対応するために、必要な飲料水(ペットボトル等)及び給水用資機(器)材(ポリ容器、ポリ袋等)を整備するとともに、緊急時の調達先として当該資機(器)材を有する他の機関又は業者と協力体制整備に努める。
備蓄倉庫等の整備と定期点検の実施	食料や医薬品、衛生材料及び生活必需物資等を備蓄するにあたって、その保管する場所として備蓄倉庫等の整備を図るとともに、定期点検を実施する。
燃料供給体制の構築	災害時における応急・復旧活動に必要な燃料の確保のため、燃料供給体制を構築しておく。
応援協定の締結	災害時において、備蓄品の確保や、輸送手段・輸送人員等の確保が円滑に行えるように、県内関係業界、民間団体との間で応援協定を締結する。

2-5	想定を超える帰宅困難者(観光客等)の発生による混乱
観光客・外国人の安全確保体制の整備	地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が、地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。
外国人への防災知識の普及啓発	多言語対応の避難誘導標識、海拔表示の設置や、外国語による防災マップ、パンフレット等を作成し、安全対策の充実・強化を図ることで、外国人への防災知識の普及啓発を促進する。
外国語通訳ボランティアの活用体制の整備	災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。

市町村や観光関連団体・事業者における包括的な安全対策の実施	市町村や観光関連団体・事業者における観光危機管理計画等・マニュアル・BCP(業務継続計画)の策定促進や、危機対応・避難誘導訓練の実施、観光客への支援体制の強化等の施策を推進する。
観光客・観光関連事業者への災害情報提供体制の強化	観光客や観光関連事業者に、迅速かつ確実な災害情報等を提供するための体制の強化を図る。
観光客等を想定した災害情報配信システムの整備	県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムを導入する。

2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
臨時ヘリポート等の確保	孤立した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、市内の居住区域を勘案し、臨時ヘリポート等を確保・整備する。
通信手段の確保	道路交通等によるアクセスが困難となるおそれがある地域について、集落と市間の通信途絶を防止するため、災害衛星携帯電話、防災行政無線、孤立防止用無線電話機、公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保する。
自主防災組織の組織化推進と育成強化	各地域において自主防災組織の組織化を推進し、育成強化を図る。
救助用資機(器)材の整備	災害時に孤立する可能性の高い地域において、救助用資機(器)材を整備しておく。
孤立の可能性に応じた備蓄	孤立の可能性に応じて、飲料水、食糧等の生活物資、簡易トイレ等の備蓄に努める。
集落間道路のネットワーク形成の促進	集落間での道路のネットワーク形成を促進する。
狭あい道路の拡幅促進	集落内の狭あい道路の拡幅を促進する。

2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
感染症の予防と対策強化	新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験を通して、感染症の予防・対策強化に取り組む。

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、地域社会の混乱
地域防犯活動の推進	各地域において、平時から、地域安全マップ作成の支援、防犯パトロールの実施、子ども 110 番の家の設置拡大、防犯に関する相談受付、有害図書等の排除など防犯対策の強化に努める。
防犯設備の充実	各地区の要望等を参考に、計画的な防犯灯・保安灯の整備、一戸一灯運動の推進など防犯設備の充実に努める。

3-2	市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
災害対策本部設置 予定庁舎の耐震性 確保	災害対策本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策及び庁舎内の備品、設備等の転倒・落下防止策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。
災害対策拠点となる 施設及び設備の整備	災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、最低 72 時間以上持続可能な非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。
非常用電源・自家発電 設備の整備	長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図る。
災害対策本部職員 用の備蓄の確保	災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも 3 日分の飲料水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。
業務継続計画 (BCP)の効果的な 運用	災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機(器)材等を必要な場所に的確に投入するための業務継続計画(BCP)を効果的に運用する。
複合災害を想定した 机上訓練の実施と対 応計画の策定・見直 し	市、県及び防災関係機関は、地域特性をふまえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。
各種防災関連計画 の見直しと職員の資 質向上	職員を対象とした防災研修会を年 1 回開催し、各種防災関連計画の見直しや職員の災害対応力の向上を図る。
相互応援協定締結 の推進	市町村間相互の応援協力活動等が円滑に行われるよう、相互応援協定の締結を推進する。

行政関連データ管理・活用のためのICTの導入	ICTの導入による行政関連データの蓄積や、災害時に必要な情報の管理・活用を図る。
------------------------	--

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
事業者におけるBCP策定の促進	事業者がBCPを策定することにより、震災発生時においても、事業の継続や迅速な復旧が図られるほか、地域貢献・地域との共生を通じて地域の早期復興にもつながることから、県と連携し事業者のBCP策定を促進する。
BCMに基づいた防災活動の推進	防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の促進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組みを通じて、防災活動を推進する。
臨空・臨港型産業の集積促進	国際物流拠点産業集積地域等の経済特区を活用し、高付加価値製品を製造する企業等の誘致や新たな産業用地の確保に向けて取り組むとともに、航空関連産業クラスターの起点となる航空機整備事業の拡大を推進するなど、臨空・臨港型産業の集積促進を図る。
工業団地等の活性化の推進	新たな物流団地の整備や、企業誘致及び制度の活用推進などによる、税制特区・地域制度の活用推進など各種優遇制度を活用した工業団地等の活性化を推進する。
事業所の自衛消防組織における事前の備え	事業所の自衛消防組織は、平常時においては、自主的に防災訓練等を行うとともに、関係機関及び地域住民の自主防災組織等との連携強化を図る。

4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
危険物防災設備の定期的な点検	危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講じる。
危険物製造従事者に対する保安意識の高揚	危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。
危険物災害の拡大防止機器の整備・備蓄	流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車を消防署に配備するとともに、化学消火剤及び消火器具等や、流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等の備蓄・整備を図る。

4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響
地区計画等による土地利用の枠組みや施策の整備	農村集落における農家住宅や過疎化への対応を図るため、土地の利用区分を検討し、地区計画等により土地利用を誘導する枠組み、施策を整備する。
防災営農方式の確立	「沖縄振興計画」に基づき、亜熱帯農業の防災営農技術の確立を図る。
生産基盤整備や農業水利施設等の長寿命化推進	湧水や雨水の利用など、南部の地域特性に応じた新たな農業用水源の確保、かんがい施設、区画整理の各種生産基盤の整備と併せて、農業水利施設等の長寿命化を推進する。
農地の効率的な利活用の推進	農業基盤の充実を図るため、土地改良整備等を進めるとともに、遊休農地対策など農地の効率的な利活用を推進する。
耕作放棄地の解消	農地中間管理機構の活用、担い手への農地集積・集約など、耕作放棄地の解消を図る。
新たな担い手創出施策の推進	農業の担い手と組織の育成を強化し、新規就農者や認定農業者等の育成・確保、技術指導や経営指導および法人化支援等に取り組み、新規就農者や認定農業者等の育成・確保など、新たな担い手創出として、シニア世代や外国人、障がい者雇用を推進する。
農産物の生産力向上などの取組みの推進	農産物の生産力向上・品質向上・競争力向上を図るため、近代化施設や優良品種の導入、病虫害対策、環境保全型農業等の取組みなどを推進する。
漁場保全・整備の推進	漁場環境の保全と復元、漁場整備の確立など、漁場の保全・整備を図る。
持続的漁業の振興施策の推進	漁業技術の継承・開発、漁業経営の充実、資源管理型・養殖・栽培漁業の推進、市水産業振興センターの整備など、持続的漁業の振興を図る。
漁港や関連施設の整備推進	漁港施設・関連施設の整備促進、ふれあい公園既存施設の機能向上・有効活用など、漁港や関連施設の整備を推進する。
漁業経営環境の充実に向けた取組み強化	漁業生産部会の強化および各部会の活動支援、複合経営の促進など、経営環境の充実に取り組む。
水産業における漁業従事者の確保	水産業では、新規漁業者を育成・確保し、教育機関や普及機関等との連携強化と外国人雇用を推進し、関連施設整備による漁業従事者の確保に取り組む。
IoT を活用したスマート農業や養殖業の取組み促進	Society5.0 にむけた IoT を活用した農作業効率化・生産性の向上などスマート農業の取組みや、官民連携による IoT を活用した新たな養殖業の取組みを促進する。

水産業における特産品開発や消費拡大の推進	水産業においては、新市場および関連施設と連携し水産物流通・加工業などの振興に取り組み、特産品開発、消費拡大を推進する。
----------------------	---

4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下
持続的な環境保全型農業の推進	耕土流出防止対策をはじめとする環境への負荷軽減の取組みを進め、持続的な環境保全型農業を推進する。
農地被害に関する未然防止事業の実施	降雨による浸食を受けやすい(浸食性、急傾斜地帯等)農地を守り、災害による被害を未然に防ぐ事業を実施する。
森林保育事業の推進	豊かな自然を後世に引き継ぐために森林環境の保全・維持に十分留意しつつ、造林地の保育環境を確認して、新たな造林地などを含めて効果的な森林保育事業を推進する。
赤土流出防止の対策強化	赤土流出防止対策等については、関係機関が連携し、新たな対策を推進するなどの取組みを強化する。

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
計画的な通信施設の体制整備	通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な災害時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。
通信確保のための非常用電源の整備	災害時における通信確保の重要性を鑑み、長時間の停電に備え非常用電源を整備する。
防災相互通信用無線局の整備促進	防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を図る。
5Gエリア拡大に対応した基地局の整備拡充	ICT の利活用を促進し、インターネット通信網を適切に維持管理するとともに、通信エリア及び5Gエリア拡大に対応した基地局の整備拡充に取り組む。
情報収集体制の整備	SNS、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、多様な災害関連情報等を収集する体制を整備する。
各種情報通信システムの運用改善	自然災害における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に処理する「防災通信システム」や河川情報・道路通行規制等の情報を提供する情報システム、「緊急速報メール」などの各種システムの運用改善を図る。
通信事業者との協定締結の推進	災害発生時に通信設備等の不測の事態を想定し、本市においてNTT及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。
情報通信網の整備	災害情報を迅速に確実に収集及び伝達するため、防災行政無線の既存通信施設の定期点検を行うとともに、各地区・隣接市町・県・防災関係機関相互における情報連絡網の整備拡充を図る。

5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
再生可能エネルギーの利活用推進	再生可能エネルギー設備の設置をはじめ、バイオガスなどを活用した官民連携による再生可能エネルギーの利活用を推進する。
省エネルギーの推進	市施設をはじめ、あらゆる場での省エネルギーの推進に努める。
太陽光発電や電気自動車の普及促進	住宅等への太陽光発電の設置、電気自動車(EV)の普及促進などの取組みを進める。
スマートグリッドなど新たなエネルギー供給の検討	ICTを活用し、再生可能エネルギーも含めた電力の需給バランスを図り、安定的な電気供給を維持するスマートグリッドなど、新たなエネルギー供給動向への情報収集に努め、適用可能な手法について検討する。

5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
老朽化した上下水道施設の対策推進	老朽化した上下水道施設の対策、耐震化、更新および新設を推進する。
上下水道施設の耐震性の強化	各水道事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、十分な耐震設計及び耐震施工を行う。
公共下水道整備の推進	市街化区域及びその周辺集落については、公共下水道の整備を推進し、整備率の向上を図る。
雨水排水路などの整備促進	未整備地区における汚水処理の早期整備や雨水排水路新設など、公共下水道および農業集落排水の整備を推進する。
災害に強い下水道の整備推進	下水道施設の施工に当たっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備(停電対策)や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。
再生水等循環型実証事業の施策検討	下水道処理水に関して、再生水等循環型実証事業による検討を行う。
合併浄化槽への切替え促進	単独浄化槽からの切替え支援など、合併浄化槽への切替えを促進する。
汚水処理事業広域化・共同化の検討	処理場統合、維持管理運営共同化等、汚水処理事業の広域化・共同化を検討する。
広域的相互連携協力体制の構築	市独自対策の充実、県や近隣市町との広域的相互連携協力体制の構築など、緊急時の応急給水対策を整備する。

5-4	幹線道路の分断など、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
体系的な幹線道路網の構築	那覇空港や那覇港との結節機能を強化・拡充するとともに、拠点都市間の移動の円滑化や慢性的な交通渋滞の緩和に向けた体系的な幹線道路網の構築を図る。
国道、県道整備拡充の要請	災害時の移動経路として重要な基盤であることから、国道・県道の整備拡充を要請する。
体系的な道路ネットワークの構築	避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、市道や既存集落の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備する。
緊急輸送道路や輸送拠点の施設整備	緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点(空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等)について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に取り組む。
ラウンドアバウトの導入検討	災害時における交通機能の確保等を目的とし、ラウンドアバウトを導入する。
道路閉塞の防止対策	地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。
道路啓開体制の構築	道路管理者は、災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合、直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局及び県、関係団体等の協力も得ながら整える。
道路啓開用資機(器)材の確保	放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、資機(器)材を保有する建設業者と連携して、道路啓開用資機(器)材の確保に取り組む。

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1	復旧・復興に関する計画や人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
復興事前準備の推進	防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら復興事前準備の取組みを推進する。
将来の「地元」を担う人材の育成推進	女性や障がい者、若者等を含め将来の「地元」を担う人材を育成する体制づくりを推進する。
円滑な応急対応等のための人材確保方策の整備	発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整える。
専門ボランティアの登録	災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療・看護業務、通訳、無線通信、被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者を平常時から登録し、把握に努める。
外国人への支援	沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。
専門ボランティアの資質向上に向けた取組みの推進	専門ボランティアに登録されている者に対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修や訓練等に努める。
ボランティアコーディネーターの養成	日本赤十字社沖縄県支部及び市社会福祉協議会と連携して、ボランティアコーディネーターを養成することで災害時におけるボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようにする。
ボランティアの相互間連絡体制の構築	ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。
行政システム等の総合的整備保全やバックアップ体制の整備	戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、不動産登記等の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全や、バックアップ体制の整備を進める。

6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
災害廃棄物処理計画の定期的な見直し	国の「災害廃棄物対策指針」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画」に基づき、市災害廃棄物処理計画を定期的に見直し、地域に即した運用を図る。

6-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
空き家・空き地の適正管理および空き家の有効活用	空き家の実態把握、管理対策や空き家の有効活用にむけた検討や取組みの推進、住宅地域に所在する空き地の除草等の適正管理指導など、空き家・空き地の適正管理および空き家の有効活用を図る。
応急仮設住宅供給体制の整備	地域の支援のつながりや、生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置できるよう、環境を整備する。
福祉仮設住宅供給体制の整備	災害時に、要配慮者を考慮した福祉仮設住宅を速やかに供給できるよう体制を整える。
公共施設の跡地利用と有効活用	公共施設の跡地利用や空き施設の活用を図り、企業誘致等に向けた積極的な取組みを進める。

6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
管内文化財の防災計画の策定	文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を図る。
文化財の倒壊防止や破損防止対策	地震による文化財の倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行う。
文化財の保全や周辺整備の促進	琉球王国のグスク及び関連遺産群の保全や周辺整備を促進し、琉球歴史回廊の形成を図るとともに、各地域に残る文化財の保全や周辺整備を促進する。

6-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響
地域産業の更なる振興施策の促進	産業イノベーション促進地域制度を活用し、製品の開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新事業の創出等を図る企業を支援するとともに、産業高度化又は事業革新に取り組む企業の立地を促進し、地域産業の更なる振興を図る。
産官学連携による産業振興の促進	県研究センターや大学等との産学官連携、実業学校との連携による新たな産業の開拓や新製品開発の推進、民間事業者・大学・市の包括連携協定に基づく新たな産業振興の展開など、産官学連携による新たな製品開発や産業振興を促進する。
産業振興のための拠点施設整備の促進	工業団地、物流団地、ファーマーズマーケットなど、産業振興のための拠点施設の整備を促進する。
国内外の IT 企業のワーケーション需要等、企業誘致の推進	国内外 IT 企業のワーケーション需要を取り込むとともに、大手企業の機能移転を促進し、先端 IT 技術を活用した新ビジネス・新サービスを展開する企業や各産業の DX に寄与する企業の誘致に取り組む。

販路開拓や新商品開発等の支援とブランド化の促進	1.5 次産業化や 6 次産業化の推進のための異業種交流や農商工連携事業の活用に取り組むとともに、販路開拓・拡大や新商品開発を支援し、ブランド化を促進する。
農山漁村地域における観光産業との連携等の推進	農山漁村地域においては、グリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成するとともに、観光産業との連携や農林水産業の多面的機能の維持・発揮を図る。

糸満市国土強靱化地域計画

発 行 令和7年3月

編集発行 糸満市企画部秘書防災課

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町 1-1

TEL:098-840-8245 FAX:098-840-8112